

◎議 事 日 程（第3号）

令和4年9月2日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（1名）

15番 鬼 頭 勝 治 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
教 育 部 長	三 輪 進一郎 君	企 画 政 策 部 長	西 川 稔 君
市 民 協 働 部 長	人 見 英 樹 君	保 險 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君
健 康 子 ども 部 長	清 水 栄 利 子 君	産 業 建 設 部 長	宮 川 昌 和 君
上 下 水 道 部 長	山 田 英 穂 君	学 校 教 育 課 長	猪 飼 政 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	鷺 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小 百 合	書 記	杉 本 昌 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

15番・鬼頭勝治議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開催いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第 1 ・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

質問順位 8 番の 7 番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○7 番（吉川三津子君）

本日は、来年 4 月に施行される子ども基本法の準備状況について、そして異常気象における排水対策について、最後に下水道運営における不公平是正をの 3 つについて質問いたします。

まず最初に、子ども基本法についてです。

日本は約 30 年も前に子ども権利条約に批准したのですが、国連子ども権利委員会などから、何度も子どもの権利を擁護するよう勧告を受けてきました。しかし、虐待、いじめ、増える若者の自殺、不登校、ヤングケアラーなど、深刻な問題が増え、やっと国は重い腰を上げ、子ども基本法、こども家庭庁を打ち出しました。

今までの法律は福祉法であり、子供は保護する対象、支援の対象でしたが、子ども基本法では子供が主体であり、子供には命を守られる権利がある、意見を表明し参加する権利がある、子供にとって最もよい選択がされる権利がある、差別されない権利があるという 4 つの理念でこの基本法は制定されています。つまり、今までは親や大人を通して聞いていた子供の声を、子ども基本法の制定により、当事者の子供本人から専門的な手法を身につけた大人が聞くことを必須とした取組が求められています。また、子供自身がこうした権利を自分が持っていることを知ることが、いじめ、虐待、経済的なことなど、困っていることを自分から言えるようになり、悲惨な事件を防ぐことができるようになります。

そこで伺います。子どもの権利を理解した職員育成が重要になりますが、職員研修、職員の資格取得、専門職確保、委託先や指定管理の職員の知識確保の準備はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

次に、異常気象下での排水問題です。

7 月 10 日、ゲリラ豪雨に見舞われました。市民の方が出動して川にポンプアップしたり、U

字溝のサイズが小さく、オーバーフローした地域もたくさんありました。

海部津島地域はゼロメーター地域で、昭和の中頃には、産業が原因か分かりませんが、さらに地盤沈下が進み、土地改良法により土地改良区が排水機整備をはじめ海部津島地域の浸水から守ってきています。また、歴史書や古い古地図からも、お互いさまの民の譲り合いで治水が守られてきたことも分かりました。

しかし、この土地改良区の排水機は農作物を水から守るのが目的であり、市街化区域の排水路整備は管轄外です。

そこで伺います。線状降水帯が頻繁に発生していますが、市街化区域での排水は、土地改良区、市、そして市民の民の助け合い、それぞれの責任分担はどうなっているのか教えてください。また、わざわざ調整池を造るなどすると、多額の費用がかかります。市街地にある程度田んぼを残し、遊水池、池の役割を果たしてもらうような施策、愛西市で持っているのか教えてください。

ちょっと小さくて見にくくて申し訳ないですけども、3つ目の質問は、昨日、自治会の方々から相談が寄せられた問題で、コミュニティ・プラントについてです。

現在、佐織地区の3つの団地に市所有の下水処理施設、下水処理センターがあります。平成10年から15年頃に地域の方々も負担金を支払い、佐織町が建設し、地域が管理運営をしてきていますが、平成21年からは団地が指定管理者になっています。

上段のほうを見てください。

使用料は団地、自治会で決め、西八幡団地は月当たり6,250円の設定をし、他の2つの団地は3,000円と3,300円で、約2倍の使用料を収めて、将来の大改修に備えて貯金をしてきたそうです。

中段の辺りを御覧ください。

ところが、平成17年12月議会で、市は農業集落排水の運営とそろえるために、コミプラの基金条例を議会に上程し、自治会が持っている余剰金、積み立ててきた貯金を市が管理する条例をつくりました。当時市は、自治会がこうしたお金を持っていると法人税や消費税がかかる、市に預かったほうが金利がよく有利だと団地に説明してきたそうです。

市に収めた金額は、これを見ていただくと分かりますが、西八幡団地は944万円、このときに944万円、他の2つの団地は290万円と218万円で、ほぼ同じ規模でありながら、ほぼ同じ時期に造られながら、1人当たり4倍以上のお金を市に納めています。基金条例でありながら、なぜこのような説明をしたのか、なぜスタート時点で公平な余剰金額の設定や使用料の設定をしなかったのか、私だけでなく多分市の担当者も不可解に思っていると思います。団地の皆さんが、余剰金残高は団地のお金であると思われてもやむなしだと私は思っています。

上段から中段を御覧ください。

その後も市は使用料の統一をせず、西八幡団地は将来に備えた使用料の設定を引き続けてきました。結果、3団地の合計の基金残高は約4,206万円ですが、そのうち西八幡団地は2,378万円を占め、基金の半分以上が西八幡からの余剰金となっています。

昨年、市は公共下水道計画を見直し、コミュニティ・プラントを令和12年から公共下水道に接続することを地域に説明したことから、積み立てた余剰金は返してもらえるのかという疑問が団地の中で持ち上がり、当初から現在に至る不公平さを解消してほしいというのが現在の団地の皆様の声です。

そこで伺います。このコミュニティ・プラント運営、基金残高の不公平について、どのように解決をしていくのか、理解を求めていくのかお聞かせください。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、子ども基本法についての御答弁をさせていただきます。

子ども基本法は、これまでの個別法より上位の基本法の位置づけとなり、子どもの権利を保障する総合的な法律として、令和5年4月から施行されます。

本市では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談体制を構築し、常に気持ちに寄り添うことを大切にして取り組んでいます。例えば、子育て世代包括支援センターあいさいっ子相談室での相談対応時には、保護者からの相談に対して、保護者の気持ちと子供の気持ちを確認しながら支援をしています。

家庭児童相談員等の専門職員は、虐待対応時などにきめ細やかな配慮や支援ができるよう積極的に研修に参加し、知識を深めるとともに、探求心を持って業務に従事しています。

また、子ども基本法で示された子供の基本理念をさらに推進していくための事業展開や体制づくりについて、子育て世帯包括支援センターあいさいっ子相談室において協議を進めています。さらには、小児科医、保育園、児童館、学校、子育て支援関係者で構成されている子育て世代包括支援センター運営協議会等においても、事業の評価や課題を検討する中で、子供の目線での提案がされております。また、児童館では、子供が主体的に活動できるよう、子供自身が意見を交換し、それを実現できる機会を持っています。

これらの取組は、子ども基本法の理念に当たる子供にとって最善の利益を優先されたものと考えます。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、異常気象に備えた雨水の排水はということで御答弁させていただきたいと思いません。

初めに、市街化区域における排水路の考え方ということでございますが、市街化区域内の排水路につきましては、市や土地改良区にて適正に維持管理をしております。一部、民有地を利用した排水路で施工経費などが不明のものもございます。こうした排水路につきましては、今後、老朽化等による課題に当たっては、地区の方々や土地所有者及び総代との協議により、協力を得ながら改善をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、市街化区域での田畑の維持はということでございます。

市街化区域内での貯留能力を有する田畑を維持するような施策についてはございません。以上です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、佐織地区のコミュニティ・プラントを公共下水道に接続するに当たり、公平性についてどのように解決し、理解を求めていくのかについて御答弁いたします。

愛西市下水道事業の計画としまして、昨年度に見直しをしました愛西市污水適正処理構想で位置づけを示し、次に必要な作業では、愛知県が主体となり、各自治体との協働により、複数の污水处理区域の統廃合を図る広域化共同化計画の策定を進めております。今後、関係機関との調整、地元説明会等を行い、令和12年度までの事業実施を目指したいと考えております。

現在、双方が抱えております課題といたしまして、指定管理者側からは高齢化と住居人不在の増加により、使用料の集金が大きな負担となっていること、污水处理施設の老朽化により、維持管理に係る修繕費の高額化が不安であることから早期の公共下水道接続の要望を伺っております。

市側といたしましては、佐織地区のコミュニティ・プラントは約20年経過し、老朽化が進んでいることから、公共下水道へ接続するまでの維持管理に係る費用を把握するため、修繕計画を立てる必要がございます。各コミュニティ・プラントに使用料及び事業の整備を図る基金に格差があることから、修繕費を使用料等で全て賄えないことも考えられます。

農業集落排水処理施設等においても、過去に地元で積み立てられていた収支の余剰金は基金として全てを本市が管理しており、毎年修繕費を使用料だけで賄えないため基金を充てておりますが、管理運営には厳しい状況でございます。よって、公平性の観点から污水处理施設を維持させるために費用をどうするか、検討と調整が必要となります。これらの課題解決に向けて市が計画します具体的な方針を各団地の方々とも意見交換を交え、目標を達成できるように取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

今、農業集落排水の話も出ましたが、コミュニティ・プラントとは事情が全く違って、農業集落排水は最初からきちんと佐屋町とか立田村とか八開村が管理していた経緯があって、運営の仕方が全く違うので、基金の集め方についても最初から基金のほうは行政のほうがお持ちだったので、全く違った比較にならないお話かなと思います。

また、自治会の方々も公共下水道につなぐことを拒否されているのではなく、今の状況、今まで、これからも不公平が続くのではないかと、その不公平に対して是正を求められております。そういった意味で先ほどの部長の答弁というのは、不公平については理解している、これから話合いをしていくんだということの理解でよかったのか、答弁を求めます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

愛西市下水道事業といたしましては、市内の下水道を利用される市民の皆様に対して、格差のない取扱いに努めなければなりません。現在、取り組んでおります既存の污水处理施設を公共下水道へ接続することとなりますので、様々な課題も想定されます。修繕計画を立て整備を進めていく中で負担などを伴うことがあるかもしれません。

目標を達成するためには、理解と協力が大切であると思っております。そのためにも関係者の方々へ親切丁寧な話合いに心がけ、下水道事業の推進に努めてまいります。以上でございます。

す。

#### ○7番（吉川三津子君）

ぜひ地元の皆さんとの話し合いを継続していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2枚目ですね。1世帯当たりの下のほうなんですが、画像2の下のほうですけども、1世帯当たりの基金残高が今23万円、真ん中よりちょっと下のところに23万円です。ほかの地域との格差が大体3倍の格差。それで、30年間今の使用料金を払い続けると、1世帯当たり西八幡の方たちは191万円、最大約70万円の差がほかの団地と出てまいります。不公平であるという認識で、解決に向けて話し合いを継続していただきたいと思います。

また、この一番下よりちょっと上、高齢者のところですね。一番下のところですけども、高齢者世帯の格差についてちょっと計算をしてみました。農業集落排水の比較なんですけど、佐織が1,320円、1か月当たり高齢者の世帯の負担です。立田が1,650円、八開が4,083円。高い高いと問題になってきた八開地区よりも西八幡、諸桑団地は高い金額になっています。高齢者世帯もかなり占めているということで、こういった固定の金額ではなく水量制を取るとか、様々な協議が必要だと思いますが、こうした福祉の面から下水の問題も考えなければならないと思っておりますが、そういった考えについてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

現在、各団地においても高齢化が進んでおります。現在料金体系が世帯割ということで、かなり格差もございます。今後検討していく中で水量制という形で重大な課題だと思っておりますので、その辺り不公正さがないように努めてまいります。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

このコミプラだけの問題ではなく、やはり他の下水道事業、公共下水、農業集落排水、そうしたところとの格差というのが大変あると思うんですね。同じ市の施設でありながら、これだけ使用料に差がある。そして、高齢者世帯が増え、高齢者の独り暮らしが増えている中で、この負担の格差は大変大きな問題だと思っております。そしてまた、公共下水、そして農業集落排水には公的資金が入っております。そういったことで使用料が抑えられている面もありますが、コミプラは独立採算で運営がされています。同じ納税者でありながら一方は支援を受け、一方は支援を受けていない、そういった下水は問題ではないかなというふうに思っています。

現在、公共下水のほうでは、高齢者でこの後跡取りがいないとか、この後住む人がいないであろう家については、宅内工事もされていない世帯というのが最近増えているわけですね。でも、これからコミュニティ・プラントの方たちは公共下水につながざるを得ないんです。今までの仕組みがないので、宅内の壊れた部分とかそういったところにまたお金をかけなければならないという事情があります。ですから、他の公共下水道地域とは全く事情が違って、ここに公共下水をつなぐとなったら、何が何でもお家の中の宅内工事をしてつながざるを得ないとい

う状況にあります。ですから、そういった意味で、コミプラの方たちはコミプラを入れるときに既に分担金を払っています。そういった分担金についても免除するのか、そして宅内工事についてもこういった今まで長く私たちより先に環境に配慮した排水をしてきておりますので、宅内工事への支援などをするのか、そういった点についても協議をしていていただきたいと思いますが、その考えについて答弁を求めます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

先ほども申し上げましたが、公共下水道に接続するに当たり、様々な課題ということでお伝えしておる中で、課題といたしましては、各家庭の雨水・汚水が分類されているか、下水道管やマンホールに不明水が入っているかという異常がないか、また世帯当たりの使用料を水量制に改定するとか、あと受益者負担金の取扱いの整理というのは様々な課題がございます。その中で、我々、早く公共下水道のほうに接続して企業会計のほうで運営管理をしたいと考えます。その辺り公平性、平等になるように努めてまいります。理解をよろしくお願いいたします。

#### ○7番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

当時、平成17年、私は市長と同期の議員でした。このとき議会でこの条例を認めてしまった、その後の運用をチェックしなかったという責任が大変あるなど思っております。これからもしつかりとこのコミュニティ・プラントの公共下水接続については見ていきたいと思っております。また知恵も一緒に出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の排水問題についてお伺いをいたします。

以前、この田んぼに、市街地で田んぼを残して防災の役割を果たしてはどうかということ、もう10年ぐらい前、議会で発言したことがあります。市街地の中で遊水地、調整池などをつくると多額の費用がかかるということで、今、農水省も、そして国交省も、こういった大災害が続く中で、田んぼを何とかこの防災に役立てることができないかということで、今いろんな事例に取り組んでいる最中だと思います。私も10年前に既にその勉強会に参加して、市街地の中に田んぼを残す、そののどンドン埋め立てられて水の行き場がなくなる。一度に大開発があれば調整池が法律でつくられるんですけども、ぼちよぼちよぼちよぼちよと住宅が建っていく、埋め立てられていく、そのことによる影響についてお話をしたことがあります。

生産緑地の2022年問題というのがあります。期限が過ぎ、自治体の権限で条例をつくって小さな生産緑地も守ることができるなど、今いろんな施策を持てる状況にあると思います。そういったことで、ゼロメートル地域、山のほうだと田んぼダムとかいろんな施設を造りながら田んぼを使った施策があるんですけども、このゼロメートル地域として田んぼを残していただくだけで、この地域の防災の役割が担える。それは大変なメリットだと思います。農家の方たちには防災に田んぼを使う気かと叱られるかもしれませんが、そういった部分で条例整備をするなり、いろんな規則をつくるなり、農家の方々の御理解をいただきながらゼロメートル地域の防災対策、お金が少しでもかからなくて有効な防災対策をつくっていくべきだと思いますが、こういった研究をするつもりはないかお伺いをいたします。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今の市街化の中の農地ということでございますが、先ほども議員がおっしゃられたように、生産緑地の地区を除き、あそこはもう既に田畑ということで、保水力があるところでございますが、市街化区域自体は概ね10年以内に市街化を促進していくべき土地ということでもあります。ただ、今後の市街化区域内における人口とか世帯数の推移とか、あと住宅のニーズ、どのような形で市街化になっていくか、あと農地、今言われました市街化区域内の農地の多面的な機能というのがございますので、そこらを検証しつつ、先進事例も参考に研究はしていきたいというふうに思っております。以上です。

### ○7番（吉川三津子君）

ぜひ農家の土地、農地をお持ちの方たちとも話をしながら、新しい事例、私調べだけでもいろんな事例が出てきておりますので、そういったものを参考にしながら、この海部津島地域、ゼロメートル地域独特の田んぼを使った防災対策、そういったものをつくり出していきたいと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

私も7月10日にあちこち回りました。U字溝等がやはり雨水の量に耐えられなくてあふれ出ているところも見てきました。そして、何日も歩道が水につかっている、そんな場所も見てきました。でも、それで済みました。でも、これから先は分かりません。そういった事態に備えて、やはり使えるものは使って、お金をできるだけかけずに実現していただきたいと思っておりますので、よろしくお話をしたいと思います。

それから次に、最初に質問いたしました子ども基本法についてお伺いをいたします。

ちょっと答弁を聞くと、あれもできている、これもできているというふうに聞こえてしまったんですが、こんなことを言うと叱られますけれども、最初、子ども基本法は来年の4月だから、まだ愛西市は何もできていませんというお話を聞いていたのが、一般質問になるとこんなにできているという答弁に変わっております。一部でできているかもしれませんが、総合的に、例えばあいさいっ子相談室で子供の気持ちを確かしている。どうやって誰がどこで確認しているのでしょうか。どれだけの時間を使ってやれているのか、本当に子ども基本法の子供の気持ちに寄り添って、子どもの権利の知識のある人が聞き出すというのが基本法なんです。そういった状況にまだまだ至っていないのではないかなということも思いますし、私も福祉の活動をたくさんしていますが、大体は子供の状況というのは、親さんが話して子供はこう思っているのよということで、本当は子供はそう思っていないかもしれない、離婚の問題が起きたとき、お母さんが連れて出られる、でも子供は本当はお父さんと暮らしたいかもしれない、そんなところまできめ細やかに取り組んでいくのがこれからの子ども基本法になります。その点、今できていることと、これからしなきゃいけないなということ、どのような予定をお持ちなのか考えをお聞きしたいと思います。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

本市では、子ども基本法に上げる新生児から乳児期、学童期、または思春期の各段階を経て、大人になるまで心身の発達の過程を通じた支援など、様々な事業を子どもの権利を十分主張し

た上で行っています。しかしながら、虐待、いじめ、自殺といった事案が全国で起こっており、年々深刻化しているのが現状です。

本市でも県をはじめとする関係機関と連携しながら、あいさいつ子相談室などの相談窓口を設置したなど支援体制を整備しておりますが、問題の解決には当事者だけでなく、子育て関係者等の理解や協力が必要になります。市といたしましては、支援体制の充実に取り組むだけではなく、広く市民の皆様に対する啓発なども必要だと思っておりますので、引き続き行っていかねばならないと考えております。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

ぜひ職員の方々が、本当にこの子どもの権利って一体何なのか、私、今までこの子どもの権利は市民活動でずうっとしていきっているので、議会でいつか取り上げたいなと思っていたんですが、子供が何か言うと、それはわがままでとか生意気だとか、大人がそう捉える事態がずうっと続いており、まだまだ議会で取り上げるのは難しいなと思ってきました。でも、子ども基本法ができるということで思い切って今回取組をさせていただいているわけですが、子供がやはり今いじめられているんだとか、お家が経済的に厳しいんだとか、そういうことを言ってもいいんだよという、子供自身が知っていないと、この問題は解決しないんです。こんなこと言うと親が困るかなとか、子供がこんなことを言っているのかなという、そんな気持ちで子供がいたのでは、こういった今の虐待、いじめ、自殺、そんなのは防ぐことができないんです。そういった意味で、今学校のほうでこの子ども基本法に載った子どもの権利について、ほかの人権とかいろいろあると思っておりますが、子供の4つの権利が自分たちにはあるんだよというような人権教育は今されているのか、また実施の予定があるのかお伺いいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

市内小・中学校における人権教育に関しまして、子どもの権利条約に日本が批准した平成6年には、その趣旨について国から周知されており、各学校への周知は図られております。

子ども基本法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、子どもの権利条約の理念や子どもの権利を尊重することなどについて改めて確認するとともに、法及び条約の趣旨に沿った人権教育について取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

まさに学校での人権教育、多分学校でしか、自分にこんな権利があるということをまとめてと言ったら失礼ですけども、子供に知らせる場所はないと思います。そういった意味で教育委員会のほうも、子ども基本法ができるに当たって、そんな体制の整備をしていただきたいと思っております。そうすれば、きつといじめの問題、虐待の問題、家庭での様々な経済的な問題、それが表に出てくるのではないかなというふうに思っています。

そして、子どもの権利を踏まえた子供や家庭との関わり方について、やはり職員、そして先ほども言ったように、委託事業も出しています。そして指定管理もしています。そして、多分社会福祉課も関係してくると思います。そういった方々で、子どもの権利って本当はこういうものなんだよ、生意気な発言じゃないんだよ、子供にはこういう権利があるんだよという、そ

んな研修を実施し、こういった今ある事業の進め方を変えていくということがとても重要になってくると思います。そういった意味で、職員研修、多分本当に失礼な言い方をすれば、私たち議員も皆さんも、本当に子どもの権利って何なのかということを理解されている方はまだまだ少ないと思います。まだ来年の施行まで時間がありますので、しっかりとこういった子どもの権利に関する研修を進めていただきたいと思います、見解のほうを求めます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

学校におきまして、児童・生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が求められていることから、教員の子どもの権利に関する認知度と理解度の双方を向上させ、子どもの権利を十分に理解するとともに、子どもの権利教育につなげていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

子育て支援課、または健康推進課のほうの保健師さん、特に今携わっているあいさいっ子相談室の職員は、連携のネットワークをつくっております。そこで研修を継続して行っているんですが、今回子ども基本法が施行された後には、その理念、基本方針などをきちっと説明し、まずは支援者側が情報共有をし、やはり事例検討を行い、その事例の中でどういうケースワークをしていくといいのかというようなことをきちっと理解をし合い、スキルアップを図っていくようなことをしていきたいというふうに考えます。以上です。

#### ○7番（吉川三津子君）

私もまだ先日、この子ども基本法をつくるに当たっての国の審議会の委員をされている方からいろいろ勉強させていただいた経緯があります。

行政の運営がどう変わるかということ、やはり今まで待ちの姿勢でした。議会でいろいろ質問しても、そのような御意見は届いていませんとか、そんな形で過ぎてきたものが、これから皆さんは外に出て子供の声を聞きに行く、実態を見に行く、そういった仕事が増えていくんだというお話をされたわけです。ですから、今持っている様々な福祉事業の運営の仕方が大きく変わってきますので、そういった部分で早めに取り組んでも損はないというふうに思っておりますので、ぜひ取組のほうをお願いしたいと思います。

そして、ちょっと御紹介だけ最後にさせていただきますが、様々全国ではもう既に子どもの権利に関する取組は進んでいます。多分清水部長も御存じだと思いますが、子どもの権利条例、たくさんの自治体が早くから制定し、子供にはこういった権利があるから行政はこう動くんだという条例を柱にして子育て事業の運営がされてきています。そういった面で、地域格差が既に生まれています。そして、大阪府箕面市では、子供の成長を見守りシステムというのがあります。そして、福祉、経済状況等の情報を学校教育のほうに提供する仕組みなんです。これの仕組みを動かしたら25%の支援漏れがありました。つまり、就学援助の資格がありながら、こういった申告手続きが苦手だから申告していない、そんな御家庭が25%も、本来受けられる福祉を受けずに生活している子供たちが25%もあったという結果が出ております。そういった部分で、早め早めにこの子ども基本法の理念を取り入れた行政運営をお願いしたいと思います、見解の

ほうを求めます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

子ども基本法ができるということで、まず体制づくりが一番大切だと思います。個々の専門性を深めていくとともに、スキルアップをしながら地域の資源もいろいろ様々活用し、連携体制を強化できるように効果の在り方についても検討をしてみたいというふうに考えます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

これで私の質問を終わりますが、本当に大きな子供の法律の改正であります。これでかなり子供のいじめの問題、虐待の問題、そういったものの解決につながると私は信じておりますので、積極的な動きを愛西市のほうでしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の11番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

○11番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を進めさせていただきます。

今回は、愛西市の学校規模等適正化及び学校施設老朽化対策について、3項目に分けて質問をさせていただきます。

昨日、真野議員もこのことにつきまして質問も行われております。重複する部分もあるかと思いますが、通告どおり質問を進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、第1項目めの小学校適正規模等並びに老朽化対策検討委員会についてお伺いしたいと思います。

この経緯ですが、平成27年2月に制定された愛西市立小中学校適正規模等基本方針及び平成28年9月に提出された愛西市小中学校適正規模等基本計画の提案を基に、翌年9月に適正規模等の方向性が決められました。その後、小中学校適正規模等に関する検証委員会が立ち上げられ、基本方針について検証が行われました。

委員会からは、基本方針に関する適正化の要件として、発達段階に応じた教育環境整備が肝要であり、特に中学校における小規模校の課題解消の重要性を踏まえ、中学校を優先にして着手することが必要である。そして、基本方針については見直しが必要である。この基本計画策定までのプロセスについて、学校の児童・生徒が学ぶ場であるとともに、地域施設としての検

討も行う必要があり、常に検討状況を市民へ情報提供し、市民との合意形成を図るプロセスを実施すること。以上の3点につき提言がなされました。

この検証委員会とは別に、学校施設の老朽化に関する検討委員会も立ち上げられ、老朽化対策に関する提言を受けて、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会が設置され、検討・協議が進められているところであります。この検討協議会では、2つの提言に基づき、主に中学校の適正規模・適正配置を優先に検討がされているものと思います。

そこで1点目ですが、この協議会の第1回から第3回までにどのような内容が協議されたのか、また確認も含めましてお聞きしますが、中学校を優先して行うことになったのかお伺いをいたします。

次に、2項目めの小中学校適正規模等並びに老朽化対策の今後の進め方についてお伺いをしたいと思います。

検証委員会からの提言もありましたが、この検討協議会で検討された内容は、今後どのように市民へ伝え、合意を図っていくのか、今後具体的に進めていくのかお伺いをいたします。

3項目めの中学校教諭の配置基準についてお伺いをいたします。

中学校では、専任教科の教諭の配置がされ授業が行われております。過小規模校や小規模校では、専科教諭の配置確保については再任用職員等を採用するなど教員確保に苦勞していると聞いております。

そこで、市内6校における令和4年4月1日現在の学校規模とクラス数、そしてクラス数に対する教員配置基準で規定されている教諭の定数についてお伺いいたします。

以上、総括質問といたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、1点目の第1回から第3回までの協議内容は、またなぜ中学校を優先して行うこととなったのかにつきまして御答弁申し上げます。

第1回の検討協議会は7月21日に開催し、平成26年から行われてきた愛西市小中学校適正規模の検討状況の経緯の説明、検証委員会の提言と老朽化対策検討委員会の提言により、今回の愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会が設置されたことの説明を行いました。

委員からは、中学校と小学校の児童・生徒数の推移や具体的な中学校の組合せについての検討資料と、学校間距離についての資料が要求されました。また、協議内容の公表方法や新たな小中学校適正規模等基本計画の案を提案後に地区ごとで検討を深めていくことについて協議し、承認をいただきました。

第2回の検討協議会は8月4日に開催し、学校の規模及び配置の適正化を進め、その内容に合わせて老朽化対策や地域施設としての役割を検討する方法について承認をいただきました。

小・中学校の児童・生徒数の推移や規模を説明し、中学校の具体的な組合せについての資料のほか、隣接中学校を統合したパターンの学校規模、生徒数、クラス数についての資料も示し、次回の会議に向け、各自考察していただくことといたしました。

また、学校施設の地域での役割についても議論がされ、コミュニティとしての場であったり、避難所等の防災施設であったりと意見が出されました。

第3回の検討協議会は8月18日に開催し、中学校における統合として7通りの組合せから優先して取り組むべき2つの組合せを選択し、通学方法や距離、老朽化や地域施設としての役割を含めた学校施設の現状について、次回以降、検討を進めることとなっております。

中学校を優先することに関しましては、愛西市立小中学校適正規模等基本方針の改訂版で示しておりますが、小規模の学校に見られる利点と課題を整理すると、特に小規模の中学校に見られる課題として、進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。多様な活躍の機会が少なく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。集団の中での自己主張や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。教科ごとの専任科目の教職員の人数が足りない。経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置や、それらを生かした指導の充実が困難となるなどの点が上げられます。これらの中学校における課題の解消は、愛西市の中学校の生徒が能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培い、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うため、一刻も早く一定の学校規模において教育を受ける必要があると考え、中学校を優先して行うことといたしました。

続きまして、今後どのように市民に伝え、合意を図るのかとの御質問でございますが、今後の進め方について、第1回の検討協議会の中で、地区での合意を図るため、各地区での検討協議会の設置が必要であるとの御意見をいただき、地区検討協議会の設置について委員の皆様より承認をいただきましたので、今議会で補正予算を計上しております。

検討協議会で用意した資料は、会議終了後にホームページへ掲載いたします。また、会議録は、次々回の会議で全委員の承認をいただき、ホームページへ掲載し、協議会の進捗状況や検討内容を市民の皆様へお伝えしています。

検討協議会から新たな小中学校適正規模等基本計画の案をいただいた後、各地区でさらに詳細に議論していただき、必要に応じて新たな小中学校適正規模等基本計画の案を修正していきます。各地区で新たな小中学校適正規模等基本計画の案に対する意見をいただき、各地区の検討協議会の委員とともに市民の皆様へ説明する機会を設けたいと考えています。

続きまして3点目、中学校ごとの学校規模とクラス数と教諭定数という御質問でございます。

中学校における教員の配置基準では、学級数に応じて教員定数が定められており、通常学級の数に応じた配置に加え、特別支援学級の数に応じた配置があります。

令和4年4月1日現在における各中学校の通常学級数を基準とした教諭定数としましては、佐屋中学校は適正規模校で15学級、教諭定数は23人。佐織中学校は適正規模校で9学級、教諭定数は15人。佐織西中学校は適正規模校で9学級、教諭定数は15人。永和中学校は小規模校で7学級、教諭定数は12人。立田中学校は小規模校で6学級、教諭定数は11人。八開中学校は過小規模校で4学級、教諭定数は9人となります。なお、各学校の教諭定数は、校長及び養護教

論、特別支援学級数に応じた教諭定数を除いたものとなっております。以上でございます。

**○11番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございました。

では、順次再質問をさせていただきます。

第2回の検討協議会では中学校の組合せが示され、第3回の会議では具体的な組合せについて協議がされたということでございますけれども、どのような組合せが示され、どのような議論がなされたのかお伺いしたいと思います。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

具体的な組合せや議論の内容でございますが、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会において、中学校を優先して取り組むこととされたことから、中学校の組合せについて、立田中学校と八開中学校の組合せ、佐屋中学校と立田中学校の組合せ、佐織西中学校と八開中学校の組合せ、永和中学校と佐屋中学校の組合せ、佐織中学校と佐織西中学校の組合せ、永和中学校と佐屋中学校と立田中学校の組合せ、八開中学校と佐織中学校と佐織西中学校の7つの組合せをお示いたしました。

将来の目指す形としては、愛西市の南北にそれぞれ1中学校とする案、南の地域については永和中学校、佐屋中学校、立田中学校で1中学校を、北の地域については八開中学校、佐織中学校、佐織西中学校で1中学校とする案がよいのではないかとの意見が出された中、当面の課題を解決していくためには段階的に進めるのがよいとの意見で、佐屋中学校と立田中学校の統合案、八開中学校と佐織西中学校の統合案が現実的な案として承諾されました。以上でございます。

**○11番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

私の手元にあるのがホームページから出させていただいた資料でございます。あれでもこの表は見られることになっています。この表を見ますと、それぞれ7つの組合せと、組合せによる今後の規模の推移が示されております。この黄色い部分が適正規模、そしてピンクの部分が小規模、そして青い部分が大規模となっております。ピンクの部分ですけれども、立田中、八開中の組合せが小規模校となっておって、この組合せを除けば、全ての組合せが適正規模校以上という形の組合せとなっております。

協議の中で、将来的に愛西市の南北それぞれに各1校とする意見も出されたわけですが、この大規模校、適正規模校となる組合せについて、承認がなされたのかお伺いをしたいと思います。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

南北にそれぞれ1中学校は将来的に目指す方向であるが、現時点の統合では過大規模校となることもあり、佐屋中学校と立田中学校の組合せ、佐織西中学校と八開中学校の組合せが近い将来に現実的との意見が出されました。また、次回の会議までに校舎建築等に要する期間や通学距離等の資料が要求されました。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

そのほかに委員の方から出された意見、こういったものはどのようなものがあるかお伺いしたいと思います。

○教育部長（三輪進一郎君）

その他、委員から出された意見でございますが、子供の学びや育ち、発達段階に応じた環境整備を第一優先に考えることは理解するが、通学距離の問題や、安心して学校に通えるよう、交通安全や防犯の視点からも協議していく必要があるのではといった意見がございました。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

通学距離の問題に関しては、保護者のほうも大変不安を持っておられる方が多いかと思えます。慎重審議していただきまして、よりよいものにしていただくようお願いをいたします。

次に、各地区で新たに協議会を立ち上げ、新たに作成された基本計画の案について地域で検討協議をしていくことのことですが、委員の構成についての考え方や、取りまとめはどのくらいの期間を予定しているのかお伺いをいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

各地区の検討協議会について御答弁申し上げます。

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会につきましては、委員として有識者、保護者の代表者、自治会の代表者、学校評議員による構成を予定しております。

現在の検討協議会で新たに策定された小中学校適正規模等基本計画の案に示された市内小・中学校の適正化に向けた具体的な計画について検討を進め、今年度中の取りまとめを目指します。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

基本計画の案について、今年度中の取りまとめを目指し、検討協議会がされておることとございますが、保護者の地域住民の理解を得ることが重要と考えております。地元を代表する地区検討協議会委員の皆様の協力も積極的に求めていく必要があると考えております。今後、保護者や地域の皆様への説明についてはどのように行っていくのかお伺いします。

○教育部長（三輪進一郎君）

保護者や地域住民への説明でございますが、保護者の皆様や地域の皆様だけでなく、愛西市全体の問題として広く市民の皆様に対して情報提供を行っていきたくと考えております。

また、具体的には、地区検討協議会の中で意見を聞きながら進めていくことにはなりますが、地区検討協議会の委員を中心に、協議に参加する地域の委員の皆様が主体となって学校規模適正化のための取組内容について地域で説明する場を設けていきます。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

この地区検討協議会に参加する地域の委員の方々が主体となって地域説明会や意見の取りまとめを進めることとなります。委員の皆様には負担をおかけする部分もあるかと思いますが、御尽力をいただきますようよろしくお願いをしたいと思います。

次に、中学校教諭の配置基準について答弁をいただいたものを表にまとめました。4月1日現在の数値であります。スクリーンのほうが出ておりますけれども、過小規模校の八開中学校、小規模校の永和中学校と立田中学校、適正規模校の佐織西中、佐織中、佐屋中の学級数と教員の配置人数であります。これは答弁の中の数値となっております。

それで、その次に、5年後の令和9年4月に八開中学校が3学級となり、1学年1学級となります。また、立田中学校も5学級となって過小規模校になるわけです。

次に、その2年後の令和11年4月には、佐織西中学校が8学級となって小規模校となります。適正規模校を基準としますと、佐屋中学校、佐織中学校の2校だけが適正規模校という形になります。今後、学校の規模により、専科教諭、専科と言いますが、複数の教員の配置も厳しくなるのではないかと考えられます。中学校を優先して着手する理由の答弁の中にもこの課題が上げられておりました。

このことを踏まえて、八開中学校は現在過小規模校で、特殊学級を除くと4学級で教諭定数は9人となっておりますが、当然、専科教諭の配置等で問題が起きるのではないかと懸念しております。

これは6月に尾張の公立中学校の出来事が新聞報道されたものであります。見出しでは、教員不足、休職時に授業できず、通知表、美術の成績なしとありました。内容は、担当教諭が病氣療養のため、1学期において1か月半ほど休職をした際に代替職員が見つからなかったためだという内容でございます。

次に、これは8月18日の記事であります。教員の精神的疾患休職ということで、5,000人の方々が2008年以降、高止まりになった状況で休まれている。当然この休まれている教員の代替教員に対しても、この数だけ確保が必要となってくるわけです。

その次に、教員の不足ということで文科省のほうの実態調査を行っております。この報告によりますと、令和3年5月1日現在の状況ですけれども、ちょっと表は見にくいんですが、これが小学校の全国的な数値です。そして、もう一つが中学校の数値であります。これがその部分をちょっと抜粋して掲載したものでありますけれども、愛知県の場合、小学校が57人の26学級、そして中学校では50人の30学級で教員不足ということが報告されております。

こういうような教員不足というのは全国的に起こっておるわけですが、もしこのような疾患によって休職をしたりだとか、教員不足等が発生した場合、小規模校でこういった場合はどのように対応していくのかお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

学校規模と教諭配置につきましては、学級数に応じた教諭の配置となることから、過小規模校では教員配置のない教科が生じ、専門教科以外を受け持たなければならないような状況とな

ることが考えられます。

また、専科教諭を複数配置することが困難となり、1人の教諭が3学年全部を担うことになり、授業の取組や教材等の研究、意見交換が少なくなる、教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより学校運営が不安定になったりする可能性があるなどの課題が上げられています。

課題解消のための最も有効な手段は学校規模の適正化であり、教諭の配置による生徒の学習環境への影響といった視点からも、早期の学校規模適正化が必要となってまいります。以上でございます。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

特に、過小規模校、小規模校では教育員配置の定数も少ないことから、新聞記事のような事態も各教科でも起こり得るかも分かりません。適正規模と基礎定数による安定した教諭の確保が、専科教諭の複数教諭の配置ができることで安定した学校運営が維持できるのは、令和15年には佐屋中学校だけとなるわけであります。この過小規模校と小規模校の教諭の配置を含めた教育環境をよりよいものにしないと、学びの機会が地域によって格差が生まれる可能性があります。特に中学校の生徒は進路の選択を控えておりますので、学びの場の確保は教育委員会の責務でもあります。

また、この時期における生徒は、好奇心や創造性、強靭さ、自己調整といった力をつけるとともに、他者のアイデアや見方、価値観を尊重したり、失敗や否定されることに対処したり、逆境に立ち向かって前に進むことを学ぶ時期でもあります。単に基礎学力の向上だけではなく、友達や家族との関わりやコミュニティなどについて考える大切な成長時期でもあります。このような成長過程において、教職員の関わりは大変重要な役割を担っております。

過小規模校においては、教員配置不足が起こることにより、きめ細やかな学習指導、生徒指導等の指導が手薄になることを危惧しております。今後、過小規模校、小規模校の改善に向けた取組については、地域説明会の中で保護者や地域の方から様々な意見が出るかと思っております。

私は、中学校の生徒数、クラス数が減少している状況から見れば、今回、愛西市市議会選改選の折に、私が公約に掲げていた事柄と同様であり、検討協議会が示す地域を大きくくりで進めるべきと考えております。人口減少に歯止めがかからない現状から見れば、町村合併当初の6校を今後も維持していくことは得策ではありません。

今回、中学校施設の老朽化対策については触れませんでした。今後、改修・改築時期を迎える全ての学校を維持していくには、それ相当額の管理費用が要することから、早めに方針を示し、市民の皆様の御理解を得ることが必要ではないかと考えております。

この3年間、コロナの影響で平常の学校生活が送れない状況を生徒や保護者が経験してまいりました。修学旅行、体育祭、文化祭や部活動の大会など思い出になる行事が中止や縮小となりました。市の施策では、これまでよりよい教育環境整備に向け、トイレの洋式化、教室へのエアコンの整備、タブレットの導入など、順次教育環境の改善に取り組んでまいりました。今

回上程され、審議される一般会計補正予算では、これまで修学旅行に代えて中学校体験学習事業を盛り込み、東日本大震災被災地への視察をすることで、市や社会に潜む問題を自分事として主体的に考え、身近なところから取り組んでいけるための生徒の育成事業がスタートします。このように未来の愛西市を担う生徒によりよい教育環境をする一つの位置づけとして検討委員会が進められている適正規模への取組は必要なことであります。私は、未来のある児童・生徒によりよい教育環境を整備するのは、行政や教育委員会ばかりではありません。子供たちを見守る大人の責任でもありと考えております。

最後になりますが、今までの総括と今後の展望について教育長のお考えをお伺いし、質問を終わります。

### ○教育長（平尾 理君）

これまでの総括と今後の展望について少しお話をさせていただきます。

今年3月、検証委員会から中学校を優先せよというような御提言をいただきました。小学校のメリットも十分認識はしておるものの、ここ数年の少子化は小・中学生の成長に大きな影響を及ぼしかねない。特に、義務教育の最終段階である中学校の学びや育ち、これに大きな影響を及ぼすのではないかと危惧しております。

まず、学びの面で最も危惧しておることは、やはり先ほど来、原議員のほうからもお話ありました専門教科の教員が不足しておることです。これは簡単なことではなくて、校長は臨時的な措置として、免許を持たない教員に頼むからこの教科を教えてくれということになります。教えることは教えるわけなんでしょうが、評価までしなければいけないということに非常に負担感とか神経を使うということが事実であります。これは大きな問題でありますと同時に、教師だけでなく生徒にも大きな問題であるということも思っております。

また、少子化、数が少ないと、例えば体育の球技における対戦型ゲーム、バスケットやバレーやそういったようなことにも支障があります。加えて、教員不足は部活動等の子供たちのニーズに応えることができかねるという制限がございます。特に、財政的措置を講じて教員をあてがうにしても人がいないというのが今の状況でございます。

また、育ちの面でありますと、最も懸念されることは、子供たちが仲間との関わりの中で様々な価値観と出会う機会、互いに刺激し合う機会が制約されることは事実であると思えます。仲間たちと過ごす中での摩擦やあつれきは、思春期誰もが経験してきたことではあると思えます。人格を否定されることを除いては、むしろこの時期特有のストレスや悩みはあえて経験させていく、そういう時期ではなかろうかということも考えております。当然、学校は学力をつける場だけでなく、多くの仲間たちと喜怒哀楽を共にする場であるということ。たくましくしなやかに生きていくためには、とりわけ中学校では一定数の生徒数が必要ではなかろうかと思っております。

平成26年以来、こうした学校適正化への取組については、純粹によりよい教育環境を整備するためのもので、教育費削減のために着手したものではないことを改めて申し上げておきたいなということも思っております。一部誤解があれば本意ではございません。適正化を進めるに

当たり、教育費削減を踏まえた議論は一切ございません。当時の検討協議委員会委員、さらに教育委員の各位の名誉のために明確に申し上げておきたい、こんなことを思っております。

また、適正化に着手した平成26年の頃には、子供たちの教育環境や教師の負担感に対する課題は既にもう存在しておりました。当時より目の前の子供たちの教育環境や教師の負担感、これはできるだけ速やかに解消してあげたいことは当然であります。言わば喫緊の課題が長期的に継続しておる状況にあると捉えております。

これまでの進め方については賛否両論、様々な意見、御批判、御指摘をいただいております。私どもといたしましては、常に振り返るべきは振り返り、あえてその後批判を受けなければいけないなあということは思っております。常に謙虚でなければいけないなあということを思っております。私どもの直近の目標は、少子化が及ぼす教育環境を速やかに解消することであり、多くの市民の皆様にはその必要性を共有していただいております。

したがって、この短い期間内で全市的な老朽化対策、将来にわたる全ての計画は策定はできません。喫緊の課題解消に対してできることから進めていきたいと考えておるところであります。基本計画は、児童・生徒数の動向や老朽化の状況、学習指導要領を改訂されるであろう、そういう教育の動向を踏まえて、その都度タイムリーに刻々と変化していく社会情勢に応じて改定されるものと理解しております。

学校適正規模を進めるに当たっては、老朽化はもちろん、防災、地域コミュニティー等、地域における学校の存在意義等々、重要な課題は山積しております。しかし、学校を設置する最大の受益者は子供たちであるということを我々は考えております。彼らの学びや育ちを最優先することを地域の皆様と共有し、事を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○11番（原 裕司君）

ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開します。

次に、質問順位10番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

今回は大きく2項目について質問していきます。

大項目の1点目、地域共生社会の実現について。

地域共生社会の実現に向けて愛西市は様々な施策等に取り組まれています、その中の地域

密着型サービスと生活支援サービスの提供体制について質問していききたいと思います。

初めに、地域密着型サービスの実施状況と課題についてお聞きします。

市内ではどのようなサービスが受けられるのか、また市としてはどのような課題を持っているのかお聞きいたします。

次に、生活支援サービスの提供体制について質問していきます。

生活支援サービスの提供体制については、愛西市は配食サービス事業をはじめ外出支援サービス、買い物支援バスなど幾つかの事業・支援を行っています。私が日頃から市民の方からお聞きする声としては、高齢者の移動支援についてが最も多いところです。

昨年12月議会においてもこの高齢者の移動支援について質問しましたが、さらなる利用しやすい移動支援の充実となるよう求めていききたいと思います。

初めに、高齢者福祉タクシーの利用実績と推移をお聞きしていきますが、申請者数とかは昨日もお話がありました。そこで、近年の1人平均どのぐらい使っているのか、また100%使われた方、24枚の交付のうち24枚全て利用している方の人数をお聞きしたいと思います。

続きまして、大項目2点目、自治体間交流の推進についての質問に移ります。

グローバル化が進む中で、自治体においても地域の活性化を図るためなど国内外と自治体間交流・連携の重要性が高まっています。

自治体間の交流は、友好親善を目的とするだけではなく、人的、歴史・文化、また教育、観光、行政など共通の目的を持ちながら交流していくことが大切ではないかと思います。

また、日常の交流を深めていくことにより、災害時の支援を行う災害時相互応援協定等を締結した自治体もあり、自治体間の交流は進めていくべきと考えます。

そうした考えの中、愛西市の自治体間交流の現状、また今後の考えをお聞きしたいと思います。

初めに、姉妹都市・友好都市の締結について。

参考にですけれども、全国の状況、現在、姉妹都市提携数というのは1,700件を超えています。そこで、愛西市の現在の状況をお聞きします。姉妹都市・友好都市の締結はされているのか、また、近隣自治体の状況も含めてお聞きしたいと思います。

次に、災害時の相互応援について。

地方公共団体においては、相互応援協定等の締結により相互に連携が取れることとなっています。愛西市は、近隣自治体とは協定を締結しておりますが、現在、県域を超えた遠隔地の自治体、遠隔自治体とも言われていますが、そのようなところと災害時相互応援に関する協定はどのようなものがあり、どこの自治体と締結しているのかをお聞きします。

以上、一括質問といたします。御答弁よろしくお願いたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

それでは、私のほうからは地域密着型サービスの実施状況について御答弁させていただきます。

地域密着型サービスとは、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、市町村が事業者

を指定し、地域の住民に介護サービスを提供するサービスでございます。

地域密着型サービス事業所は、定員数が小規模ですので、利用者のニーズに応えやすく、原則として、事業所所在の市町村に居住する要介護認定を受けている方が利用対象となります。

地域密着型サービスは全部で9種類ありますが、愛西市にあるのは4種類で、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護でございます。

続きまして、課題ですけれども、それぞれの事業所で介護サービスの内容が異なりますので、一概に課題を上げるのは難しいと考えます。

今後は、2025年問題、2040年問題に備え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護といったサービスも必要になってくると考えていますが、このサービスは24時間対応または夜間対応といったサービス内容でございますので、担い手不足が課題であると考えます。

次に、生活支援サービスの中の高齢福祉タクシーとの御質問でございますが、過去3年間の推移を答弁させていただきます。

1人当たりの平均利用枚数は、令和元年度が7.3枚、令和2年度が5.8枚、令和3年度が6.2枚、また24枚使用した人数でございますが、令和元年度が300人、令和2年度が251人、令和3年度が191人。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、自治体間交流の推進について御答弁をさせていただきます。

初めに、現在の状況についてですが、本市では、姉妹都市・友好都市として締結している自治体はありません。

次に、近隣自治体の状況についてですが、近隣自治体の国内の自治体と姉妹都市・友好都市として締結しているのは、大治町、飛島村、北名古屋市です。

続きまして、災害時の相互応援について、現在の状況についてお答えをさせていただきます。

県域を超えた災害時の相互応援に関する協定は、3協定あります。

1つ目は、災害時における相互応援に関する協定で、三重県桑名市、岐阜県海津市と締結をしております。

2つ目は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定で、県外の自治体とは、宮城県登米市をはじめ21自治体と締結をしております。

3つ目は、災害応援対策活動における相互応援に関する協定で、福島県三春町と締結をしております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

随時、再質問していきます。

まず、地域密着型サービスについて再質問いたしますが、実施状況とその課題をお聞きしましたけれども、介護サービスの提供体制の確保・充実が求められる中、地域密着型サービスにおきましても、利用者やその御家族、事業者、自治体、それぞれ課題があると思っておりますが、私

がお聞きしていることも含めながら質問したいと思います。

最初に、先ほど市内の地域密着型サービスは9種類あり、そのうち4種類が愛西市にあるというお話でした。では、市内にないサービスも必要になってくることを考えると、整備していくことも必要かと思いますが、第8期福祉事業計画の中で、整備計画がないところもあります。そうしたところは整備していかないのかお聞きします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

今、第8期事業計画のお話が出ましたが、高齢者の多様なニーズに合わせて整備計画を立てていきますが、計画策定時に計画がなくても施設建設の要望をお聞きすることは可能であります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

今、答弁のありました、多様なニーズに合わせるということで、そのニーズはどのように把握していくのでしょうか。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

第8期の事業計画でもそうでございますが、アンケートを取っております。今度、第9期の事業計画の策定の時期も来ておりますので、今年度にアンケートをする計画であります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

アンケートを採りながらそういうニーズを把握していくということでございますが、いろんな関係者、市民の方も含めて、アンケートをしっかりと反映していただきたいと思います。

続きまして、先ほど地域密着型サービスの利用について、原則、事業所所在の市町村に居住する要介護認定を受けている方が利用対象というお話でした。その利用について質問いたしますが、市内の方が利用したいサービスが市内にない場合、また市外の方が愛西市の事業所を利用したい場合はどのようになるのかお聞きします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

この地域密着型サービスの利用につきましては、まずそのサービスを受けられたい方が担当のケアマネジャー、あるいは地域包括支援センター、そちらのほうに御相談をされることで、利用したい地域密着型サービスの運営事業所を検索なり空き状況の確認をすることになってこようかと思っております。

その後で、事業所と契約をすると、これが一般的に居住する住民の方が行う手順でございますが、これをまた市外の事業所を利用するということになる、そこの市外の行政との指定が必要になってきますので、そこの協議、これが必要になってまいります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

今、最後のところですね、協議が必要というところのお言葉がありましたけれども、今までに協議をした結果、断ったこともあるのでしょうか。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

断ったこともございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、協議をせずに窓口等で断ったこともありますか。

○保険福祉部長（小林徹男君）

そのようなことはございません。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

もう一度確認しますが、利用希望者、それから事業者の方にも断ったことはないということでしょうか。

○保険福祉部長（小林徹男君）

はい。先ほども御答弁申し上げましたが、事業所のほうには、あくまでも地域の住民の方の利用ということで御理解をいただいております。事業所のほうも、それは理解はしてみえるはずです。

あと、利用したい方が、例えば市外の方が直接、市の窓口に来て、愛西市の事業所を利用したいと、そういった場合につきましては、当然、先ほど言ったように、その行政とうちとのやり取り、協議になりますので、そのようなお話はさせていただきます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

協議そのものに非協力的とは考えたくないんですけども、市内外もサービスの利用を希望する方やその御家族、また事業者の方にも、今お話しされたようなことをもう一度丁寧にお願ひしたいと思いますけれども、その辺りが、どちらかが、こっちは把握している、こっちは把握していない、聞いたかもしれないけど分かりづらいとか、そういうところはもう少し担当課のところで丁寧な説明をしていただきたいと思いますけれども、その辺りについてどのような考えなのか。また、今のお話ですと、いろいろと協議をした結果、同意を得るとか、市内外のサービスについては非常に自治体間での協議が必要とか、いろいろなことがあると思われていますが、その辺りを柔軟に対応できないのかということも確認させていただきたいと思います。

○保険福祉部長（小林徹男君）

まず、説明の方法でございますが、先ほど言ったように、サービスを受ける手順としましては、利用したい方が、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターのほうで御相談をいただき、そこから必要な自治体への事業所への協議というような形になってこようかと思えます。当然、住んでみえる住民の方はそのまま事業所とのやり取りができるわけでございますが、他の自治体の方につきましては、先ほど言ったように協議が必要ですよと、そのようなことが原則としてありますので、その辺りは分かってみえると思えますが、再度周知はさせていただきます。

すみません、もう一点は何でしたか。

○1番（馬淵紀明君）

もう一点は、そのようなことをですけど、隣接している自治体とかそういうところと柔軟にそういうサービスが受けられるような体制ができないかということを確認させていただきたいと思えます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

申し訳ありませんでした。

この地域密着型サービスにつきましては、先ほども御答弁申し上げたように、介護保険法により原則として事業所所在の市町村に居住する要介護認定を受けている方が利用対象となりますので、その辺りを踏まえて、市の区域を超えて利用を受け入れる場合には、その事業所の空き状況、今後の状況等も含めて協議する必要があるがございますので、その辺りは御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

分かりました。

その辺りを、やっぱり丁寧な説明というのが必要だと思うんです。理解しているはずだと思っていましても、理解をどこまでして、先ほどケアマネジャーも、じゃあそのことをよく理解しているのか、そういう部分がやっぱりどこかで欠けていると、なかなか最終的なところでいろんな課題というのが出てくるのかなと思っておりますから、その辺りをしっかりと周知していただいて、利用についてはこういうふうだから、こういう条件がある、今の施設の空き状況とか、どのぐらいの要項とかも定めてあると思っておりますから、その辺りを基準にしてしっかりと周知していただきたいと思っております。お願いします。

次に、生活支援サービスのほうの再質問をします。

高齢者福祉タクシーの利用実績の推移として、近年の1人の平均、それから24枚利用した方の人数をお聞きしましたけれども、ちょっと1人の平均も、年間でいうと、例えば令和3年度を対象にすれば6.2枚ということですから、非常に少ないのかなと思っておりますし、24枚全て使用した方も、やっぱり減少しているということが分かりました。

それでは次に、そのタクシーチケット交付者で、一枚も利用されていない未利用者の人数を教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）

令和3年度の実績で851人でございます。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

やはり、申請はしたけれども使っていないという方もいるということが分かりました。このような状況から見ますと、利用範囲が、現在ですけれども、居宅と公共施設及び医療機関に限られているということが、こうした数字になっている要因の一つではないかと思っております。

令和3年度決算の主要施策成果及び実施報告書を見ても、執行率も低く感じていますが、市当局はどのような考えを持っているかお聞きします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

より利用していただきやすいように、年齢要件や世帯要件などを踏まえ、必要な方に必要なサービスを展開していくことが重要だと考えておりますので、今後、対象者や条件も含んで検討しております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

今、対象者や条件も含めてというお話がありましたけれども、高齢者タクシーの利用について、いろいろ他の議員からも質問があって、検討するというので、私も何度か質問していますが、検討が進んでいないと思いますが、その辺りはどのような考え方なのか、また買物を含めた外出支援タクシーとしての利用を考えているのかも確認させてください。お願いします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

検討につきましては、先ほども御答弁申し上げたように、現在、この活用について、対象者や条件も含めて検討しているような状況でございます。

その中で、買物を含めた外出支援という形でございますが、現状の高齢者福祉タクシーが、外出支援という目的として運用しております。先ほどから出ております買物支援、この辺りは、生活支援の一つであるということも考えておりますので、それも活用できるようなことも踏まえての検討であります。以上でございます。

**○1番（馬淵紀明君）**

分かりました。

今の答弁の中でもありましたが、買物支援としての活用も検討しているということも答弁がありましたけれども、高齢者にとって、より利用しやすい移動手段、外出支援という足の確保となるように、早期に対応をお願いしたいと思います。

ここまで地域共生社会の実現について、大きく2点について質問させていただきました。この2点に限らず、今後も生活支援、また介護予防サービスの提供が必要になってくると思われまますが、幾つかの施策を展開して取り組んでいく中で、必ず課題等が出てくると思います。柔軟なサービス提供体制が求められると思いますが、現在ある指定基準等だけに頼らない柔軟性と適切な対応をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、次の項目に移ります。

姉妹都市・友好都市の締結についての再質問です。

愛西市は、締結している自治体はないということが答弁で分かりました。

それでは、今までに自治体間の交流の機会はあったと思いますけれども、その後、その姉妹都市・友好都市を結ぶところまでの発展はしなかったのかお聞きします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

これまで、姉妹都市・友好都市の締結に至るまでの機運には達しておりません。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

少し寂しい気がします。姉妹都市・友好都市の締結による効果としては、自地域の魅力の再発見・再認識、それから健康・安全等に関する生活の質の向上、それから教育の質の向上、そして災害応援の関係づくりのきっかけなどがあり、このような効果を生むためにも今以上に自治体間交流を進めていただきたいと思います。

それで、現在、職員間や事業などの交流が行われていて姉妹都市・友好都市へ発展しそうな交流はあるのか、お聞きいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

桑名市、海津市については、自治体間だけでなく商工会の交流が行われております。そのほかには、先ほど答弁しました東日本大震災の職員派遣先の自治体全国ボート場の関係自治体との交流を積極的に行っております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

今、御答弁がありました自治体との交流は、継続して行っていただきたいと思っております。

先日、私も海津市の職員の方とお話しさせていただきました。愛西市とも連携していきたいとお話ししていただきましたし、今後も相互の発展につないでいただきたいと思っております。

次に、災害時の相互応援について再質問します。

本市の愛西市の県域を超えた災害時の応援に関する協定はお聞きしましたが、近隣の自治体においてはどのような状況か、どこの自治体と締結しているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

近隣自治体の県域を超えた災害時の相互応援に関する協定ですが、津島市では群馬県藤岡市、群馬県富岡市、埼玉県羽生市、埼玉県春日部市、埼玉県富士見市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市とで1協定を締結されております。

あま市では2協定あり、1つ目は、宮城県七ヶ浜町、2つ目は、沖縄県名護市と締結されております。

弥富市では2協定あり、1つ目は、千葉県浦安市、2つ目は、宮城県東松島市と締結されております。

蟹江町では、県域を超えた協定はされておられません。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

近隣自治体も、県域を超えた自治体と協定が進んでいると思っております。

先ほどの答弁で、愛西市は県域を超えた自治体とは3協定あると答弁がありました。その中に、福島県三春町とはどのようなきっかけでこの災害時の相互応援に関する協定を締結したのですか。

○企画政策部長（西川 稔君）

東日本大震災による被災地への応援職員の派遣がきっかけとなっております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

そのようなきっかけがあったということです。

現在、県を超えた、福島県三春町のような、そういう遠隔地の自治体との協定の締結を進めているところはありますか。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在、遠隔地と災害時の相互応援に関する協定を進めているものはありません。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

遠隔地とは進めていないということです。

遠隔地自治体との協定の締結に至るきっかけとして、人的、歴史・文化、スポーツの交流など、様々な要因、きっかけがあると思っております。先ほどの三春町も、被災地の応援派遣に行つて

のきっかけがあったという答弁でありました。

また、愛西市は南海トラフ地震など、今後の巨大災害においては、隣接する自治体も同時被災の可能性が強いと思われます。同時被災の可能性が低い遠隔地の自治体との協定締結が重要だと思いますので、先ほどのきっかけを大切にいただき、進めていただきたいと思います。

この自治体間交流の推進について、幾つか質問させていただきました。

最初のお話の中で、自治体間の交流は友好親善を目的とするだけでなく、共通の目的を持ちながら交流していくことが大切という話もしましたが、今後は、姉妹都市・友好都市、また災害相互応援も含め、自治体間交流、また連携は今以上に必要と考えますが、市の考えをお聞きしたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

自治体間交流のきっかけは、自治体間での共通点が多く、例えば人や企業の交流をはじめ、愛西市ではレガッタなどのスポーツ、歴史的な文化、レンコンなどの特産物、木曾三川などの自然環境などがそれに当たります。こうしたきっかけから、物産展への出店、相互訪問、文化交流などを継続的に進めていくことで、市の魅力を再認識するとともに、市の活性化などにつなげていくことが期待されます。

また、災害時の相互応援については、例えば熊本地震の際には、協定に基づき熊本県菊池市へ物資を輸送した実績がありますが、災害時にいかに速やかに状況を把握し必要な支援に結びつけるかは、日頃の顔の見える関係づくりが重要であります。これらの観点から、市といたしましては、今後も自治体間の交流に積極的に取り組み、機運が高まるようであれば姉妹都市・友好都市の締結等も視野に入れていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○1番（馬淵紀明君）

部長からは前向きな答弁だったと思います。ぜひ前に進めるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

2項目について質問させていただきました。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

市民の生活圏も広域化している中で、様々な分野において自治体間による連携を進めている愛西市ですが、隣接している自治体とは持ちつ持たれつの関係で協力し、行政サービスの効率化を図っていただきたいと思います。

また、県域を超えた自治体間との交流・連携も重要になってくると思います。

今日、2項目について質問いたしました。地域共生社会の実現については、各施策を行っているところでございますが、柔軟なサービス提供が可能になること、また、自治体間交流の推進については積極的に行っていただき、市長自らも他の自治体へ行き交流を図ってほしいと思います。市長の考えをお願ひいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

まず最初に、1点目の地域共生社会の実現についてでございますけれども、地域共生社会の

実現につきましては、我々行政と対象者の方のみならず、地域の方々、民間事業者の方々、そして全ての方々が一緒になって協力し合い、そして支え合うことが非常に重要だというふうに考えております。

そして、地域密着型サービスにつきましては、議員からも御指摘のとおり、なかなか市町村間の協議が必要な部分もあるというふうに思っております。市といたしましては、たとえ愛西市が同意したとしても、相手の自治体が同意されなければ事業をなかなか受けていただくことも難しいということもございますけれども、市といたしましては、できる限り介護事業者、そして対象者の方々の意向等も確認をしながら、自治体間で連携できるものについては当然連携し、この地域の共生社会を進めるべきだというふうに思っておりますので、今後こういった課題を認識しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

また、生活支援サービスのタクシー、足の確保の質問もいただきました。今議会にも多くの議員の方々から様々な御質問をいただきました。市におきましては、巡回バス等も行っておりますので、そういった部分、全てにおいて課題等もございます。やはり様々な事業をしっかりと有効的に使いながら、どのようにいいサービスをしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っております。

特に巡回バスにつきましては、福祉バスではございませんので、全ての市民の方々や愛西市に訪れる方々に、そして無料で乗っていただけるというシステムでございます。そういった利点も生かしながら今後検討していかなければなりませんし、既に我々行政内ではしっかりとそういった課題を認識して、今後のサービスの在り方について検討を進めているということでございます。

続きまして、自治体間交流の件でございますが、先ほど御答弁をさせていただいたとおり、災害時の応援協定につきましては、大変多くの自治体と協定を結ばせていただいておりますが、我々行政として、じゃあその協定を結んだ自治体がどのような状況であるか、現地に赴いたことがあるかと言われれば、行ったことのない自治体が多数だろうというふうに思っております。

やはり相手の自治体を知らなければ、いざという時に、果たして愛西市に対していち早く支援をしていただけるのかということについては、非常に我々としては危惧をしなければならないというふうに思っております。

我々といたしましては、しっかり予算を確保して、まずは現地に赴いて、状況を確認し、そして意見交換をし、災害応援協定外の様々な事業についても、市として取り入れることができるものについては取り入れながら、市の発展につなげていかなければならないというふうに思っております。

過去には愛知万博のフレンドシップ事業というものがございましたが、そのときも4町村が海外との交流をされたと思いますが、その後の交流はされていなかったということでございます。

また、御承知のとおり、来年度につきましては、中学校の体験学習事業もスタートをさせていただく予定になっておりますので、そういった部分についても、我々としても受入先の自治

体に対しまして、しっかりと状況等の把握をし、今後の連携につなげていくことも一つの事業ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

市長、ありがとうございます。

自治体間の交流ということで、やっぱり、まずそこに出向くということが必要ですし、今、オンラインも進んでいますから、いろんな取組の仕方があると思います。

私たち議員も、視察等を含め、自治体間交流に努めていかなければならないと思っております。個人的には、国際交流も進めていただき、同年代の子供たちによる相互交流、今は、先ほどもお話ししましたが、オンラインの国際交流も進んでおります。未来ある子供たちのためにも、国際交流の取組も要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

1番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

議長のお許しをいただきましたので、当選後、初めての一般質問をさせていただきます。

現状打破をキーワードに当選させていただきました。1,191票の重みを背負い、誰のため、何のための政治か、その思いを胸に、画面にございますように5項目質問いたします。

まず1つ目、民間企業との一時避難協定についてです。

線状降水帯や特別警報など、そういった言葉が当たり前になりました。内閣府のホームページを見ましても、令和に入ってから激甚災害指定を受けたものが30自治体以上もありました。本市においても、県道が崩落する災害もございました。

画面を御覧ください。

こちらは、広報にありました本市の避難所一覧でございます。黄色が指定避難場所、赤が緊急指定避難場所になります。私たちが住む地元地域は、赤色の緊急指定避難場所がほとんどありません。緊急避難場所が多いほうがいいわけでございます。命を守る場所の確保、これは政治の大事な使命でございます。

この発言通告の締切り後にも、実際に地域の方から工業団地に逃げられるようにしてほしいというリアルな声もいただきました。南河田町大部分、諸桑町においては工業団地のほうが避難所の北河田小学校、清林館高校より近く、垂直避難をしやすくなります。この南河田の工業団地内企業との避難協定を結ぶ予定はあるのでしょうか。

また、諏訪地区においては、藤浪駅という高架駅がございます。こちら場所が非常に高く避難しやすいと思いますけれども、こちらのほうとの避難協定はいかがでしょうか。

続きまして、2点目の質問に移りたいと思います。

南河田工業団地周辺の安全対策についてです。

当工業団地につきましては、いろんな御批判もある中、長期にわたり開発・検討の調整を進めていただき、立地していただきありがとうございます。市の雇用と税収に貢献するものとして、本当に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

一方で、完成しますと諸問題も出てまいります。住民・企業双方が歩み寄りつつ、長くいていただくことが肝要です。こちら、画面に某企業の勤務体系と電車通勤者等を記載しております。従業員が多い企業は団地内で100名ほど勤務しております。電車通勤の方が7月時点ではおよそ20名、車通勤の方が80名ほどいらっしゃいます。実際、地域の方には、通勤途中の歩行者が道に広がって危ないというような声も私のほうには届いております。

そして、翌年度には芝生の製造工場や物流拠点など、全企業で操業予定となっております。その分、交通事故のリスクも高くなってくるわけです。

市におかれましては、工業団地内外の周辺道路の安全対策などは何か考えているのか、御質問いたします。住民と企業がウィン・ウィンの関係になりますよう、対策のほうをよろしく願います。

続きまして、大項目3つ目です。

産地パワーアップ事業についてお伺いします。

産地パワーアップ事業は、水田、畑作、野菜、果樹等の産地の高収益化に向けて施設整備や農業機械のリース、資材の導入だけでなく会議の開催経費まで幅広いメニューがある施設整備補助事業でございます。この事業は、県型、国型と2種類あるようですが、今回は愛知県型について質問したいと思います。

県に聞きましたところ、愛知県の補助予算額は約1億円だそうです。そのうち、先般の議会でも補正追加させていただきまして、およそ1,400万円もの事業を市内で使わせていただけたということ、非常に多額の補助金をいただけたこと、また市が確保できたこと、非常に評価させていただきたいと思います。担当課さん及び申請者さん、農協さん、それぞれの行動力、情報収集のたまものではないかなということに対して、敬意を表させていただきます。

一方で、2ポツ目にありますよう、対象が米、麦など数品目に限定されております。もう少し調べさせていただくと、産地パワーアップ計画というものに品目を規定されておまして、その中に品目にある物について補助するというようなことでした。品目につきましては、県の見解では、地域農業再生協議会の産地パワーアップ計画において決めていただければ、どの品目を選んでもいいというようなことでした。なるべく選択肢を多くしたほうが農家さんのためになると思います。この愛西市、八開のニンジンやショウガなど、県の野菜指定産地に選ばれている品目もでございます。そういった品目も、ぜひともこの中に入れていただけないものでしょうか。私の地元であるネギ等も同じく、いろんな農家さんがいる地域でございますので、

なるべく品目について間口を広げていただけないか、御質問いたします。

4つ目、保育園へのおむつ持参不要制度でございます。

おむつの持参不要制度というものは、保護者からある企業に注文すれば郵送で保育園におむつが届くというようなシステムです。利用料につきましては、保護者負担が原則になっております。そして、おむつは使い放題というような仕組みになっております。そのため、名前を書く必要もございません。月曜日に持ち込んでいく必要もございません。多胎児やゼロ歳児、1歳児、そういった子供が多い核家族家庭だと苦労は並大抵ではございません。こういったシステムの導入、ぜひとも検討いただきたいと思います。

私自身、長女の育児の際、長女がゼロ歳8か月から1年間、育児休暇を取りました。非常にたくさんの苦労をしてまいりました。おむつのことについてもそうです。育児休暇の合間に勉強して通信制の大学を卒業しようと思っておりましたが、1年留年いたしました。ゼロ歳児の育児というものの大変さは、清水部長におかれましても共感いただけるのではないかなあというふうに思います。これは、保護者の負担軽減という意味だけではなく、子供の目線から見たときにも、おむつかぶれが少なくなるというようなメリットもあるんじゃないでしょうか。例えばですが、おむつの持参枚数が少ない家庭など、保育士さんはあと1枚だから変えるのをやめようかという思考になるよりは、自由に変えられたほうが子供のためかなあと思います。市内で導入している園もあると聞きました。幾つあるのでしょうか。

また、こういった保護者負担であれば、市の財政は痛まないわけであります。市内の保育園で導入することはできないのでしょうか。実際、全国的に導入されている自治体、こういった形で、これ以外にもたくさんございますが、幾つか全国的に導入されております。

5つ目は、部活動の地域移行について質問します。

こちら、スポーツ庁のホームページに掲載されております有識者会議の内容でございます。拡大しますと、令和5年度から3年間の間をめぐり、改革集中期間として、休日の部活動の地域移行をしていくというようなものでございます。

保護者の間では、来年から全部なくなる、10月にはなくなるんじゃないかというような誤解も私のほうには入ってきておりますので、この質問で誤解を解いていきたいと思っております。どのような準備を行っているのでしょうか。

一括質問、これで終わりたいと思っております。御答弁のほうよろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、民間企業との一時避難所としての使用に関する協定について御答弁させていただきます。

民間企業との災害時における指定緊急避難場所に関する協定については、地域の自治会、自主防災会からの要望や企業の意向などを踏まえ、整うようであれば準備を進めていきたいと考えております。

次に、交通事業者、具体的には鉄道事業者になりますが、こちらにつきましては、市の地域防災計画において東海旅客鉄道株式会社は指定公共機関、名古屋鉄道株式会社及び近畿日本鉄

道株式会社は指定地方公共機関に指定されており、災害時には当該機関として防災活動を行うこととなります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2点目、3点目、南河田工業団地の周辺の安全対策と、産地パワーアップ事業についてということで御答弁いたします。

初めに、南河田工業団地周辺の安全対策ということで、その内外周辺道路の安全対策はということで御質問ということでございます。

南河田工業団地の内外周辺道路の利用状況につきましては、道路現況調査、意見交換、報告等で把握をしており、工業団地が要因となる事故等の報告はございません。

周辺道路では、全区画での操業に伴う車両の増加及び従業員等の歩道利用が増えることが予測されております。周辺道路の安全対策は、地域住民と企業等の意見交換などによりまして、必要に応じて対策のほうを検討していきたいというふうに思います。

続きまして、産地パワーアップ事業についてでございます。

対象となる作物の品目を増やしてはどうかということでございますが、産地パワーアップ事業につきましては、あいち海部農業協同組合に確認をしましたところ、毎年市内の各生産部会に要望調査のほうを実施しております。引き続き、あいち海部農業協同組合と協力して制度の周知のほうに努めていきたいと思っております。以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、保育園のおむつ持参について御答弁させていただきます。

1つ目の、市内で導入している園はについてです。

民間保育所1園で実施されています。

2つ目の、保育園で導入する予定についてです。

保護者の御意見として、好きなメーカーのおむつを買いたい、自分でおむつを買ったほうが安く経済的との声があったと聞いております。保護者からの要望もありませんので、導入は考えておりません。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、部活動の地域移行について、市としてどのような準備を行っているのかについて御答弁申し上げます。

令和2年度に文部科学省が示した休日の部活動の地域移行については、教職員の働き方改革を踏まえ、令和5年度から地域移行を段階的に進めていくこととなっていました。令和3年度には、先進地である多治見市を視察するなど情報収集等を行ってまいりました。

このたびスポーツ庁及び文化庁に検討会議の提言が提出されたことを受けまして、令和5年度から7年度までの3か年を改革集中期間と改めて示されましたので、8月に地域部活動推進検討会議を設置し、現状の把握、課題解決に向けて検討を進めているところでございます。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

まず1点目、避難所については、前向きな答弁をいただきましたので、進めていただければと思います。

あと、こちらが市の防災計画でございますが、藤浪駅につきましては、ここに記載されているということで、なかなか市民全員が読むことができなかったと思いますけれども、こうやって答弁で分かってよかったと思います。ありがとうございました。

2点目について、再質問いたします。

工業団地の交通安全対策ということですが、こちらが南河田工業団地の夜の映像になります。なかなか暗くて見えません。右側はちょっとライトがついているんですけども、右側に1人、左側に3人ございます。その左側の3人の方がちょっと薄暗くなっているんですけども、白の車に乗って帰宅されましたと、そういうような事案がございます。こういった夜、かなり安全性が危ないということで、街灯等、いろんな対応ができるかなあというふうに思います。

実際事故が起こってからでは危ないんですけども、こういった転落事故も起こっておりまして、万一ここに歩行者がいたらどうだろうというようなところもちょっと不安になりました。ちょっと印象操作的なことになってしまうかもしれませんけれども、御理解いただけたらなあというふうに思います。

この事故が、先ほどの駐車場のところから30メートル南ぐらいのところでも発生しております。市道12号線でしたでしょうか、ここを横断する従業員の方が多数ございますので、何らかの交通安全対策をやっていただけるとありがたいかなあというふうに思います。どのように考えますでしょうか。

また、もう一点なんですけれども、夜は特になんですけれども、工業団地の入り口が非常に分かりづらく、通り過ぎる事案を聞きます。昼でも通り過ぎるというような事案を聞きますので、そういったことに対して、ぜひとも対策をしていただきたいと思います。

通り過ぎて、私有地で転回するなどの状況も発生していると聞きます。通過してしまうと狭い住宅地に入っていく可能性もあります。この辺の実情につきまして、市のほう、実態の把握と対策等を考えていますでしょうか。再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

初めに、12号線のお話でございます。

12号線に限らず、歩行者の安全対策につきましては、関係者に協力をいただき、交差点部分、あと横断歩道などに街路灯の設置を行い、交通安全対策に取り組んでおります。

あと、工業団地の入り口が分かりにくいというお話をいただきました。

こちらにつきましては、既に実態のほうは把握しており、対策も協議をしております。

今後におきましても、工業団地への入り口と出口の周知を図りまして、地域住民や企業等の意見を参考にして、必要に応じて検討をしていきたいというふうに思います。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

工業団地の入り口につきまして、私、ごみ拾いをしているときに、通り過ぎて、つい3日ぐらい前なんですけれども、ハザードをたいて、あれ、どこだろうと回っているというような、やっぱりそういう実態もありますし、その後次の交差点を右折しまして、またそこで止まっているというような状態も本当に確認させていただきましたので、こちらの対応のほうもぜひともお願いしたいと思います。

3点目のパワーアップ事業につきましては、取組を進めていただいていることで、ぜひともお願いしたいと思います。

農業につきましても、新規就労、若手の農業が必要かと思います。

もし、例えばですけれども、トマト農家で新規就農がありましたといったときに、この事業は使えますかというときに、なかなか使えない、品目を定めてから1年後になっちゃうというのと、また時間も遅くなっちゃうので、できれば前倒し、前倒しでいろんな品目について指定を増やしていただければ、本当に新規就農の方には助かるんじゃないかなあというふうに思います。

では、続きまして、おむつの持参制度につきまして再質問させていただきます。

保護者の意見等を聞いて、自由なものを選びたいというようなこともありました。なかなか今このコロナ時代、全員の声を聞けるというのはなかなかないかなあというふうに思いますので、アンケートを採ってみるといのはどうかなあというふうに思います。私のような共働き核家族、しかも親戚が一人もいないというような、愛西市においては超マイノリティーな家族かもしれませんけれども、こういった家族というのはなかなか園の保育士さんと話す時間がなく、すぐ帰るといような現状もございますので、アンケートを取るなどということは検討されていませんか。

清水部長、よろしく申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

今でも保護者の方へ様々な機会に御意見を伺い、運営などに生かしております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

保護者の方へ様々な機会に聞いているということですが、なかなかちょっと寂しい現状だなあというふうに捉えさせていただきました。

様々な機会といっても、なかなか我々のような世代は声を上げづらいという方もあります。全保護者対象には言いませんけれども、今はアンケートフォーム等でデジタル化で集計も容易になってきているというような時代にもなっておりますし、匿名で言えるということも本当に大事なんじゃないかなあと思うので、もう少しアンケートのほうについて再検討いただけないかなあと思いますけれども、清水部長、見解のほういかがでしょうか。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

先ほども御答弁申し上げたとおり、既に様々な方法で保護者の方々から意見などをいただく

よう努めておりますので、改めてアンケート方式での考えはございません。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

ありがとうございました。

なかなか声を聞いていただけないということで、少し残念な結果ではございますけれども、子育て対策ということにつきまして、ぜひともいろいろ取り組んでいただきたいなあというふうに思います。なぜなら、今ここにちょっとパワーポイントを映しましたけれども、子育て対策ということではなくて、人口対策ということの視点でもすごく大事ななあというふうに思います。市税76億円収入がございます。単純に1人当たり計算すると16万円というような収入になってきますけれども、仮にファミリー世帯が転入しますと、2人働いているとあと32万円の増収になってきます。やはりこういった視点を考えて子育て世帯の対策に重視をするということは、市に大きく貢献するんじゃないかなあというふうに思っています。どちらかというところ、少数の意見を拾うという意味ではなくて、ぜひとも大局的に見たまちづくりという判断で子育て対策をしていただけると、市全体が潤うんじゃないかなあというふうに考えておりますので、今後も引き続き御検討のほうをよろしくお願いします。

ちなみに、やはり近隣自治体と比較するというようなことを保護者はされると思います。例えばですが、先日の質問でもありましたように、児童クラブが19時までのところが近隣でございます。稲沢では多胎児への助成金、駅前保育園等もございます。津島のほうでは第3子の保育料無料化等もございます。愛西市はかなり保育料が周囲より安いというふうにも伺っておりますけれども、全体的な判断をして、少しずつ近隣自治体に勝っていくというようなことが、やはり人口誘致、人口増対策としては重要じゃないかということを改めてここで提案・指摘させていただいて、引き続き子育て対策のほうを力を入れていただければと思います。

では、次の質問へ移ります。

続きまして、パワーポイントはございませんけれども、部活動のほうも再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、8月より検討会を設置していろいろ現状の把握等を検討していただくということでした。一方で、指導者不足ということもあるかと思います。そして、学校の先生の働き方改革もあると思います。その中で、学校の先生の中で、やっぱり僕自身は部活動をやりたいから学校の先生になったというような先生もいらっしゃるかなあというふうに、私としては推測いたします。休日も部活動指導を行いたい先生につきましては、どのようにしたら学校外で指導できるのでしょうか。御答弁のほうよろしく願いいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

休日の部活動でございますが、文部科学省の通知では、教育委員会に兼職兼業の許可を受けた上で、地域団体の業務に従事することとなります。以上でございます。

**○3番（中村文武君）**

ありがとうございました。

学校の先生も外部で指導を行えるということ、よく分かりました。

今の日本の社会におきまして、部活動というものは学校の先生に頼ってきたところが多いと思います。そして、保護者にとっても学校の先生が指導いただくということについては非常に安心感が高いと思いますので、今後とも学校の先生にも受けていただけるような形でしっかりと案内をしていただくよう、よろしく願いいたします。

続きまして、部活動の再質問、もう一つだけさせていただきたいと思います。

こちら、8月29日の報道ではございましたけれども、通告後になりますけれども、時事通信の報道から、国のほうで生活困窮者につきまして、年2万2,000円を補助するというような案が出ているというような報道を、私、インターネットのほうで確認したんですけれども、そういった通知や案内等、県を通じて市のほうには届いていますでしょうか。よろしく願いします。

### ○教育部長（三輪進一郎君）

報道につきましては確認しております。

ただ、生活困窮者への支援金の支給については、国等からも通知等がされていないため不明でございます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございます。

報道が先行するというようなことは、本当に行政でよくあることではございます。私自身も多数経験してきましたので、これからしっかりと情報収集していただいて、子供たちのための部活動ということを推進していただければと思います。

この部活動につきまして、来年度からというようなことではございます。私自身、県職員のと看から情報は収集してございまして、部活の意義というものに本当に育てられてと見いますか、そういうふうな時代を過ごしてまいりました。この部活の取組というものを本当にやるために退職したと言っても過言ではないぐらいの思いを持っております。子供たちの成長が最大限でできるような環境をじっくり整えていただきたいという思いがございまして、来年度から3か年についての改革集中期間ということもございまして、さほど急いで外に出しては、地域で体制が整っていないというような問題も出てくるかと思ひます。学校現場や保護者、混乱を生み出してしまつては、なかなか子供たちにとっていい環境で部活動をできるという環境にはならないかなあと思ひますので、私の聞いた範囲では、本当に必ずやらなければならないというような性急なものではないというふうな話もちらほら聞きますので、じっくり現場の体制、特に海部地域は人事異動が愛西市だけではなくて、海部地区でされるものですから、本当にそういったところ、先生の具合とかいろいろ関わってくると思ひますので、じっくり慎重に行つていただければ、本当に子供たちのためになるんじゃないかなあというふうに思ひます。

そこで、地域の体制ということで、少し1点だけお伺ひしたいんですけれども、地域に移行するというところで、恐らくスポーツ協会とかそういった民間企業とかというところに移行していくのかなあというふうに思ひますけれども、部活動といつても、本当にスポーツ、文化とたくさんございまして。特にスポーツについてなんですけれども、各中学校に部活動はあるけれど

も、地域にその受皿がないというような、そういった部活は中学校にあるのでしょうか。もし把握してありましたら、教育部長のほう、御答弁よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

特に運動部ですけれども、各中学校、様々な部活動、ある、ない、種目によって差があります。また、地域の受皿等、今いろいろと調査をさせていただいてはおるんですが、実際には部活動の種目の中によっては、地域のほうで受皿がない現状も確認をしておりますので、そういったことも含めて、今後、協議のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございます。

部活動につきましては、本当に多種多様にあるわけで、一方で地域で受皿がないというような状態もあるとは思いますが。私が聞いている範囲ですと、やっぱり水泳とかはないというふうなもので伺っていますので、こういった水泳とか、例えばですけれども、ハンドボールなんかですと、恐らく愛西市の中で、ある地域でしかないような部活、こういった部活に対しては、いろいろ地域の体制を早急に整えていただいて、子供たちの選択肢を増やすということ、例えば八開の方でハンドボールをやりたいけどハンドボールがないんだけど佐屋にはあるというような状態のときに、その地域移行をしていけば子供たちがスムーズに自分のやりたい種目をできるというようなこと、そういったことも出てくると思っていますので、子供たちに部活としてやっていいよというような選択肢を提供できるように、そういったスポーツの種目につきまして、また文化部もあるとは思いますが、そういったことについてはスピードを上げて推進していただければなというふうに思います。

あと、保育についても再質問はしませんが、他市の事例としまして、明石市の子育て政策ということが非常に今、全国的に有名になっております。子育て政策を取り組むことによりまして、特に関西、大阪、神戸から人口が流入してくるというような事例があるというふうに聞いております。そして、安心して子育てをする環境があれば、また次を産もうという意欲が出てくるというふうにも聞いております。特に明石市の子育て政策5本柱というのがありまして、1点目は子供医療費の無料、2点目は保育料の無料、3点目はゼロ歳児の見守り訪問とかおむつの定期便で、おむつをもうこちらからプッシュで届けるというような政策もございまして、4点目は給食費の無料、5点目は公共施設の入場料無料です。こういったプッシュ型でどんどん子育て政策をしていくことによって、周りから人が集まってくるというようなこと、そして、今いる方にはまたさらに産んでみようというふうな形で思えるんじゃないかなあというふうに思いますもんで、積極的に子育て政策を進めていただければ非常にありがたいかなあというふうに思っております。

こういった形で提案型にもなりますけれども、いろんな施策のこと、周りのことを勉強していただきまして、私もいろんな勉強をしまして、これから一般質問等、議案質疑、もしくは日常生活等で議会の皆様と一緒に頑張りながら市当局のほうに提案をどんどんしていきたいと思っておりますので、今後とも御指導・御鞭撻をよろしくお願ひしますということを申し上げまして、

私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

3番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時45分といたします。

午後1時32分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の2番・佐藤旭浩議員の質問を許します。

佐藤旭浩議員。

○2番（佐藤旭浩君）

4月の市議会選挙において多くの方々に支援をいただき、この議場に立たせていただいています。市民の皆様の声を市政に届けていけるよう精いっぱい努めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、本市の小・中学校の給食の現状、今後の展開について御質問させていただきます。

学校給食は、児童・生徒の栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを大きな狙いとして行われる教育活動であります。また、学校教育の毎日の食事を通して好ましい人間関係を築く場でもあり、児童・生徒の生涯にわたる健康で充実した生活を送る能力を身につける活動でもあります。

学校給食では、学校給食の目標として次の7点が上げられております。

1. 適切な栄養摂取による健康の保持・増進を図ること。2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食生活を養うこと。3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについて理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5. 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めること。7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

このようなことから、食べることは生きることの基本であり、毎日子供たちが食べる給食を通じて食べることの重要性を学んでもらうこと、そして何より体によいものを食べてもらうことは重要です。

フランスでは、2022年、学校給食の食材をオーガニック、または環境によいという認証つきの食材で50%を占めるよう、法律が2018年に制定されました。イタリアでは、2000年から学校教育や病院食で毎日何らかのオーガニック食材を使用することが義務づけられております。導入が最も盛んなエミリア・ロマーニャ州の州法によって、2歳までの保育園児の給食は100%

有機にすると規定をしており、韓国では2021年からソウル市全ての小中高でオーガニックの無償給食が全面施行されています。国家レベルで学校給食へのオーガニック食材の導入も推進されておりまして。

日本においても、千葉県いすみ市、2017年から給食で提供されるお米を全て有機米にするなど、オーガニック給食の実現に取り組む自治体が出てきています。もちろん、地域特性によって提供できる有機食材には違いがあると思いますが、できることからオーガニック給食の導入を進めていくことは、1. 食育面、2. 子供たちの健康面、3. 環境面でも必要だと考えています。その上で、本市がより健康的な給食の実現に取り組んでいけることを市内・市外に発信すれば、市民の方々に安心していただくことができ、さらに市外の方々にも本市に移住してもらえらるためのきっかけづくりにはなるのではないのでしょうか。

そこで、質問させていただきます。

質問項目は3項目あります。

1つ目は、本市において給食の現状、給食の単価を保護者負担額と本市からの補助金について。給食の食材・食品をどのように選定しているか。令和2年度から新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用した学校給食の無償化を実現しているが、今後の展開について。

2つ目として、現在の給食で有機栽培・自然栽培の食品や調味料を使用したオーガニック給食を行っているのか。

3つ目としまして、オーガニック給食を近隣の自治体で取り組んでいるところはあるのか。本市での実施の検討はあるのかを一括質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、本市においての給食の現状でございます。

学校給食の使用食材については、栄養教諭、各学校の担当教諭、保護者代表者で構成する献立委員会及び物資選定委員会において決定しています。

給食食材は、単純に価格だけで判断するのではなく、食材の安全性について十分に確認を行い、食物アレルギーをできるだけ避けることができるような配合物で構成されているかどうか、また地産地消に関し、旬な時期の市内産・県内産食材を活用することなどを考慮し選定しております。

愛西市における学校給食の保護者負担については、小学校が月額4,300円、中学校が月額5,000円とし、小学生1人1食260円、中学生1人1食300円で給食の提供をしております。また、市から1人1食10円の補助をしております。

なお、給食費の無償化に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大などによる社会状況の変化に対する保護者負担の軽減として、令和2年6月から令和3年3月、令和3年6月から12月、令和4年4月から10月の期間、給食費を無償としております。

平成26年度に現在の給食費に改定し運営を行ってまいりましたが、各食材価格は少しずつ上昇し、社会状況や気候状況の変化などもあって、食材価格の高騰が大きくなり、従来の給食費の範囲

で安定した学校給食を供給することが困難となってきました。そのような状況を踏まえ、7月27日に学校給食運営委員会を開催し、1人1食30円の値上げが妥当との意見をいただき、8月の教育委員会において承認され、令和4年11月から給食費を見直すこととなりました。

給食費の見直しについては、小・中学生の保護者に対し、7月の夏休みに入る前に値上げの検討を進めている旨の文書を配付し、8月の学校出校日には、11月からの給食費値上げのお知らせ文書を配付することで周知を図りました。

この値上げに対し、保護者の経済的負担の軽減のため、今議会において学校給食の無償化期間を12月まで延長し、令和5年3月までは給食費の保護者負担を据え置くための補正予算を計上させていただいております。

なお、保護者の皆様に御負担いただいている給食費は、全て食材費に充てられ、食材費以外の調理に係る経費、人件費、光熱費などは全て市が負担しております。

続きまして、2点目のオーガニック給食を行っているかという質問でございますが、学校給食の食材調達においては、安定した給食提供のため実施前月に物資調達量を決定し、必要となる多くの分量の食材を発注しています。

科学的に合成された肥料や農薬に頼らず、自然の力を生かして有機栽培等で生産されたものをオーガニック食材として給食に取り入れることについては、有機栽培等による食材は通常の食材と比較して必要となる多くの分量の食材を事前に確保することが難しいという状況がございます。

また、費用面でも、有機栽培食材は通常の食材と比較し、価格で変動が大きいものとなります。愛西市の学校給食において、有機栽培等の食材は、食材の安定調達という面及び調達価格の面から現在導入しておりません。

続きまして、3点目でございます。

近隣市町村の状況について調査いたしましたところ、食材の安定供給の面及び価格面から導入されている事例は少なく、オーガニック食材として、昨年度では、あま市において有機栽培によるニンジンの使用、稲沢市において有機栽培によるバナナを使用した例がありました。

各自治体とも、有機食品であることを確認できる有機JAS認定物取扱い可能業者から食材調達を行い、実施したとの回答でしたが、実施状況を確認したところ、数量確保の点や天候不良の影響を受けた点などにより、対応に苦労したとの回答もいただいております。

愛西市におけるオーガニック食材の給食での使用に関しては、食材調達において様々な課題を解消する必要がありますが、昨年12月には学校給食にオーガニック食材を使用することに取り組んでいる団体の方と栄養教諭、給食センター職員が情報交換する場を設けるなど、導入に向けて検討しております。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

御答弁ありがとうございました。

コロナ禍の社会状況や気候の状況の変化において、食材の高騰で経済的な負担も世の中に起きております。私も今3人の子供が小・中学校に通っている子育て世代であります。この小・

中学校の給食の無償化の延長は、子育て世代においても本当に助かっている政策だと思います。ぜひとも前向きに進めていただき、実施していただければと思います。

また、給食の献立を作成していく中で、地産地消、県内・市内の野菜といった安心できる食材を児童・生徒の給食で使用していることが分かりました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの御答弁において、有機栽培の食材の導入は行っていないということでしたが、有機栽培に限らず地産地消の食材による給食の実施について、どのような食材を検討しているかをお尋ねします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、御答弁申し上げます。

市内小・中学校の給食食材においては、時期にもよりますが、ほとんどの野菜において県内産の野菜を使用しています。市内産の野菜については、地産地消の観点から使用の機会を増やしております。

市内産の野菜では、キャベツ、大根、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、トウガン、イチゴ、レンコンなど多くの野菜が収穫されていますので、旬の時期を中心に使用しております。特に市の特産品であるレンコンに関しては、年間を通して数多くの献立で使用し、地産地消の意識を高めることなどを行っています。

また、子供たちに対し、地域への意識を持ってもらおうと、市内の野菜を使用した献立の紹介・提供や、地域の食材を使用した献立コンクールの実施など地域の食材を知ってもらう機会を設けております。以上でございます。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

冒頭でも、オーガニック給食の導入を進めていくことの重要性として、1.食育面、2.子供たちの健康面、3.環境面でも必要と述べさせていただきましたが、3の環境面から検討すると、SDGsの視点から農林水産省は2050年までに農林水産事業二酸化炭素の排出実質ゼロ、有機農地を農地の25%に拡大、化学農薬の使用を半減といった数値目標が上げられております。このみどりの食料システム戦略を正式に決定しておりますが、本市として、このみどりの食料システム戦略の考えをお伺いさせていただきます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、みどりの食料システム戦略に関し御答弁申し上げます。

みどりの食料システム戦略が目指す姿と取組方法において、幾つか上げられているKPI、いわゆる重要業績評価指標の一つに有機農業があり、学校給食での利用について上げられています。関連するみどりの食料システム法が令和4年7月1日に施行されたことから、今後様々な施策が進められることが考えられるため、それらの施策の動向を把握しながら、学校給食での使用についても検討を進めたいと考えております。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

このみどりの食料システム戦略は、令和3年5月に制定されたものであり、まだまだ周知がされていないものとも思います。長い目で見ていただいて、前向きに検討していただければと思います。

また、先日8月30日に発表されました令和5年度の文部科学省の概算要求の概要内にも、自治体における有機農産物を使った学校給食を提供する取組を支援することや、学校給食における地産地消の食材使用に当たって、学校側の生産、流通側の調整を担うコーディネーターの配置や協議会の設置等、学校給食における地産地消の使用に当たって必要に当たる経費を補助するといったことも審議されるとのことです。これらの動向も踏まえ、補助を活用しながら予算を立てて御検討していただければ幸いです。

それでは、次の質問に参ります。

今スクリーンに映させていただいておりますのは、愛知県内で市民団体が実施した給食意識調査アンケートの一部になっております。このアンケートは、愛知県内で5,460件のアンケート総数からオーガニック給食を実現してほしいという赤色のところが、全体で93.5%あります。その一番右側のほうの、その中には給食費が上がっても実施してほしいという保護者さんの要望の声が58.3%あったそうです。この結果は、より自分の子供たちが、今よりももっと元気に育ってほしいという願いではないかと私は思っています。

こういった声を踏まえて、本市としてオーガニック食材の予算立てをして、給食に盛り入れる考えはないのでしょうかお尋ねさせていただきます。お願いいたします。

## ○教育部長（三輪進一郎君）

オーガニック食材の導入に対して、費用面での課題については、食材の種類にもよりますが、有機栽培のものと一般のものとを比較すると、1.3倍から1.6倍の費用が必要となることを確認しております。

費用面での解消のための予算については、特別に確保することは考えておりませんが、食材の価格や供給の状況を確認し、オーガニック食材使用に向けた食材費の予算を確保したいと考えております。

なお、給食費について、食材費は保護者の方々に御負担いただき、食材費以外の調理に係る経費、人件費や光熱費などは全て市において予算を確保し、給食を実施しております。以上でございます。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

オーガニックの食材の導入について、費用面や調達面の方法など課題は表面化できていると思いますので、課題解決を一つずつクリアして給食に反映していただけることを願っています。

食材については、先ほど御答弁で地産地消のものを多く使用していることから、本市の特産品でもあるレンコンを使用したオーガニック給食の導入の検討はできないでしょうか。よろし

くお願いいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

レンコンを使用したオーガニック給食の導入についてでございますが、学校給食でのレンコンの使用につきましては、現時点でも数多くの献立にも取り入れており、地産地消の面で重要な食材の一つとなっております。地産地消による安心・安全な学校給食推進のため、今後の学校給食においても積極的に使用していきたいと思っております。

オーガニック食材としての有機栽培のレンコンの使用については、食材としての量の確保や価格などについて確認し、可能な範囲での導入を進めたいと考えております。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

地産地消という面とオーガニック食材を使用することを可能な範囲で導入を進めて検討をしていただけたということで、前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。全てのをオーガニック食材というわけではなく、1品からでもオーガニック食材を取り入れた給食を行い、少しずつ実施していただければ幸いです。

また、本市の特産品であるレンコンをオーガニック食材の給食で使用することで、本市の特産品のPRや、より安心・安全の食材を使用した給食を提供することがタウンブランドの向上にもつながると思います。また、食育のまちとしても市内・市外にアピールできると思います。オーガニック給食の活動が今後発展していくことを期待しております。

また、先日ですが、私たち新人議員向けのオリエンテーションで本市の施設見学をさせていただきました。立田地区の学校給食センター内も見学をさせていただきました。実に設備も整っており、すごい施設だと思います。その中で、栄養教諭の方、給食センターの職員さんから学校給食への設備投資も今後は検討してほしいという要望もいただいております。各学校の配膳室の空調設備の投資をすることで、より安心・安全の学校給食が、より提供が実現されると思います。

子供たちが健やかに育つ環境を本市としても今後検討していただけることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時25分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

## ○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目「移動の足を確保するまちづくり」について質問をさせていただきます。

昨日より本日も同一趣旨の質問もありますが、通告どおり質問をさせていただきます。

近年、高齢者による交通事故のニュースが多く聞かれます。家族は免許証の返納を勧めるわけですが、同居家族がいればまだしも、高齢者単独世帯では返納したくても移動の足がなくなります。また、高齢者だけでなく若者世代も、通学であれ、通勤であれ、移動手段に不便を感じる環境では、他市への転出も考えてしまいます。

御存じのように、愛西市は面積が広いです。統計によると66.68キロ平方メートルです。人口が同じような津島市は25.09キロ平方メートルで、本市の半分以下です。移動をする手段が必要ですし、本市のように広大な地域では、ただ単に移動の足だけ確保しても、まちづくりとして展開されないとつながりが見えません。

本市のまちづくりは、第2次総合計画に基づくものと考えます。基本目標5では、快適で便利なまちづくり、その中で道路網の整備があります。現状、課題の中で人々の交流や経済の活性化に寄与し、また災害時には緊急輸送の機能を担う大切な都市基盤、歩行者と車両の双方が円滑に安心して移動できるネットワークを構築することが大切と掲げています。

画面にちょっと用意をいたしました。総合計画の抜粋です。該当する箇所にマーカーが打ってあります。総合計画自体は冊子にもなっていますし、ホームページからも見ることができます。

先ほどの快適で便利なまちづくりの(2)では、公共交通網の整備充実があります。現状と課題で、少子高齢化が進む中、自動車を運転できない交通弱者の移動手段として公共交通機関が果たす役割が重視されてきていると述べています。さらには、市民の多くは自家用車を使った移動を主としており、鉄道・バス等の公共交通の利用は活発であるとは言えません。

また、名古屋市等への通勤・通学により鉄道を利用する市民においても、駅までの移動手段が少ないことが課題となっている。そのまとめとして、集約型のまちづくりを進める中で、市全体を包括する交通体系を構築していく必要があると、総合計画の中では道路網の整備としてうたっています。

今回は、本市の移動の足、広い意味でまちづくりとしての巡回バス、福祉サービスとしての福祉タクシーチケット、この2つが市民の移動の足としていかに機能しているかを見ていきます。

そこで、小項目1点目の質問です。

この集約型のまちづくりというのがイメージしにくく、本市は地域も広いですので、総合計画の中に何度も出てきます市の目指す集約型のまちづくりというのはどういうイメージなのかお伺いします。

次に、小項目2点目の質問です。

総合計画では、道路整備の取組として周辺住民の理解と協力を図り、誰もが安全に安心して

通行できる道路整備を進めるとあります。新たに市道を造るためには、どのような条件が必要になるのかお伺いします。

小項目3点目の質問です。

先ほどの第2次総合計画基本目標5の快適で便利なまちづくりの続きで、(4)として計画的なまちづくりの推進とあります。冒頭にも指摘させていただいた点です。現状、課題の中で自動車を運転できない高齢者の増加や環境負荷の増大、施設等の維持管理費の増大などに対応するため、交通施策と中心拠点の機能強化を連携させた集約型まちづくりを推進していく必要があるとの課題です。ここでも集約型まちづくりという言葉が出てきています。ここで言う自動車を運転できない高齢者の増加に対応する課題に対する取組として、具体的にどのような取組を目指していくのかお伺いします。

小項目4点目の質問です。

高齢者などの暮らしの足の確保に向けた移動手段の導入には、様々な自治体に取り組んでいます。第2次愛西市総合計画の中でも何度も少子高齢化という言葉が出てきます。本市の高齢化もますます進むでしょう。高齢福祉・福祉サービスという、より実生活に近い部分からの高齢者の暮らしの足を確保する本市の取組をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、2点御答弁いたします。

初めに、市の目指す集約型のまちづくりはということでございます。

人口減少、高齢化に対応するため、鉄道駅や市役所、支所などの周辺に医療・福祉・商業といった生活サービス機能と居住を集約・誘導して人口を集積するとともに、それらと連携した公共交通ネットワークが構築されるまちづくりをイメージしております。

2点目でございます。

新たに市道を造るためには、どのような条件が必要かということでございます。

新たに市道を造るためには、交通量、通学路指定の有無、地元要望の有無、費用対効果、災害対策の該当、周辺における他事業との関連性、以上6つの評価項目によって必要性を数値化いたしまして、あとそのほかに、地元、地権者との合意形成の見通しなどを含めて総合的に判断をしております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、3点目の自動車を運転できない高齢者の増加に対応する課題の具体的な取組について御答弁をさせていただきます。

巡回バスの運行を市内4地区で（佐屋地区3ルート、立田地区1ルート、八開地区1ルート、佐織地区2ルート）7ルート及び海南病院ルートの子計8ルートによる路線定期運行を無償で行っております。

今後も、利用状況や利用ニーズ、本市を取り巻く社会情勢の変化などを見て検証を進め、利用者の利便性を高めていきたいと考えております。また、巡回バスの制度や利用方法などにつ

いて周知啓発することで、利用者の増加を図ってまいります。以上でございます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

私からは、4点目の高齢者の暮らしの足を確保するという点で御答弁申し上げます。

高齢者の暮らしの足として巡回バスもございますが、外出支援を目的に高齢者福祉タクシー事業を進めております。高齢者福祉タクシーは、65歳以上の独り暮らし世帯や高齢者のみ世帯の方、令和2年7月からは80歳以上の方など幅広い年齢層の2,000人以上の方に利用され、近隣の多くの自治体と比べても小回りの利くサービスとして提供しております。

また、その他にも外出支援サービス、住民主体型サービスの訪問型サービスBまたはD、社会福祉協議会による買物支援バス事業などがございます。ボランティアや地域の助け合いといったことも含め、持続可能な移動手段を検討したいと考えます。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

それぞれ答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

第2次愛西市総合計画は市の上位計画ですので、市の進むべき道を示していると思います。その中に出てくる交通弱者の移動手段という言葉は重みがあると思います。また、先ほど産業建設部長から市道を造るための6つの評価項目も示していただきました。ぜひ交通弱者の移動手段という観点も加味していただきたいとお願いをします。道路は移動の要、まちづくりの要になると思います。

初めに、集約型まちづくりについてです。

愛知県が示す持続可能な集約型のまちづくりを進めるための指針では、主要駅周辺の中心市街地や生活拠点となる地区に、土地区画整理事業、再開発事業などの一体的な都市基盤の整備に関して十分な財政支援をすることが記されています。この主要駅周辺を中心にした集約型まちづくりを本市でも確立することで、総合計画の中で鉄道を利用する市民においても、駅までの移動手段が少ないという課題を少しでも軽減できると考えます。本市における主要駅周辺を中心にしたまちづくりへの取組をお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

市町村合併以後は、藤浪駅西側の都市計画道路の整備、また勝幡駅では、駅前広場やアクセス道路の整備を中心に、その周辺において雨水排水対策や学校のグラウンド拡張事業などを実施しております。

現在は、佐屋駅周辺整備事業に加えまして、官学連携事業を活用いたしまして藤浪駅前広場の改修事業のほうを行っております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

佐屋駅周辺の整備は、市の玄関口として市役所を訪れる方々の利便性を図るためにも大切な取組です。さらに集約型まちづくりを進めるためには、先ほどの答弁にもありましたが、既に駅前開発が進んでいる藤浪駅、勝幡駅も大切です。この駅前開発が進んでいる2つの駅に対し

て、市はどのような位置づけをもってまちづくりに臨むのかお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

藤浪駅、勝幡駅のように整備された駅前広場は、都市空間の魅力の発揮、利便性の向上、にぎわい空間の創出につながっており、市の玄関口として多くの方々に訪れていただくことで愛西市の魅力を高める一つのアイテムでもあります。

また、その周辺は、生活サービス施設に加え、居住機能を集約しやすい環境にあると考えられます。そのため、都市計画マスタープランにおける土地利用方針では、駅を中心に広がる既成市街地の周辺部について、将来の市街地形成を許容する方針としております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ぜひ都市計画マスタープランにおける将来の市街地の形成を許容する方針をお願いしたいと思えます。

この主要駅周辺を中心にしたまちづくりとなると、立田・八開地域をカバーすることが難しいです。それでも直通で主要駅まで行ける、通勤・通学にも利用できるような交通手段があればと考えますが、この点、立田・八開地域の方々の足の確保についてお伺いします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

令和2年4月から巡回バス運行検討委員会の提言を受けまして、立田・八開地区のルートは、バス停の増設及びルートの見直しを行った上で運行をしております。

巡回バス運行検討委員会において、現ルートに係る検証を進めており、通勤・通学の公共交通に係る先進地事例の調査・研究を含めた協議を進めてまいります。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

現行のこの巡回バスで通勤・通学をカバーするというのは、難しいことかもしれません。どうか今部長が言っていたように、先進地の事例の調査・研究をお願いして、何とか足の確保をしていただけたらと思います。

本市の都市計画マスタープランの中に、集落環境の整備として立田・八開地域の公共サービス拠点周辺においては、生活道路や災害時に避難場所としても機能する公園の確保、交通規制など安全に暮らすためのルールづくりに努め、集落環境の維持を図ります。また、公有地などにおける土地活用の検討とその実現に向けて必要な場合は、地区計画制度の活用についても検討しますと書かれています。この地区計画制度とはどのようなものか、生活道路の確保も計画できるのかお伺いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

都市計画制度とは、一定の地区を単位といたしまして、その地区の特性にふさわしい良好な集落環境の維持・形成を図るため、道路や公園などの地区施設に関する事項や、建築物等に関する事項などを都市計画に定めることで、当該地区の土地利用を都市計画上適切に規制・誘導するものであり、生活道路の計画的な整備が可能となるものでございます。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

何回も言うようですが、道路は大切な足につながりますので、生活道路の整備もよろしくお願いをします。

本市には、先ほども御答弁いただいたように巡回バスがあります。少し画面に、これも総合計画の中のを抜粋したものですけど、大切だと思うところにアンダーラインがしてあります。この巡回バスも、まちづくりとしての巡回バスであってほしいのです。これは私のあれかもしれませんが、福祉バスのイメージが強く、高齢者の利用が主な気がします。巡回バスのワークショップでは、有料化にしてもよいとの意見もあります。当然その分の利便性や誰もが使いやすい交通手段としてほしいとの条件もあります。

今後、間違いなく進む高齢化に対して、免許証返納後の高齢者の足の確保に巡回バスがその役割を果たせるかどうか、市の取り組み方をお伺いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

本市には、公共交通も少なく、巡回バスは多くの方に御利用していただいている現状からも、今後とも重要な移動手段と考えております。今後も利用者の利便性を高め、巡回バスの制度や利用方法などについて周知啓発してまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

巡回バスがこれまで多くの課題を克服し、少しでも市民の声に答えようとしてきたことは知っています。さらに、昨年度からも高齢福祉課をはじめ福祉部局も巡回バス検討委員会に参加していただいていることも聞きました。様々な問題点はありますが、現状確かな足の手段ですので、利便性の構築をお願いいたします。

高齢者の足の確保として、先ほど福祉タクシーチケットがあるというお話をしました。大変喜ばれている反面、要望も多く聞かれます。現状と課題、今後の取組についてお伺いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

現状では、介護予防も含めた外出支援の目的で、利用目的が公共施設と医療機関に限定されています。そこで、現在、高齢者福祉タクシーの活用について、対象者や条件も含めて検討しております。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ぜひ利用目的の拡大、私も多くの方から聞いております利用目的の拡大をお願いします。

移動の足の確保には、買物に行くという大切な役目もあります。買物に行けないとなれば、大げさな話、命に関わることにもなります。行けなければこちらから行くという移動スーパーや、ネットによる宅配もあります。こうした買物支援も足の確保とともに大切な施策です。買物支援について本市での支援、今後の展望をお伺いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

高齢者の買物支援は、生活支援の一つであると考えております。現状では、社会福祉協議会

の買物支援バスや介護予防・生活支援サービス事業の中で買物代行などを実施しております。

また、社会福祉法人で買物支援バスの導入の動きもあり、事業が順調にスタートし、軌道に乗れば、他の法人にも事業紹介などをして拡大できればと考えております。

さらに、現状では高齢者福祉タクシーが生活支援の一つである買物支援には利用できませんが、生活支援の一つとして活用することも検討してまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

ただいま本当に部長から前向きな回答をいただきました。様々検討していかなければいけないことがあるかと思いますが、本当に福祉の目線から高齢者の足の確保をよろしく願います。

最後に市長にお伺いします。

冒頭にも述べましたように、愛西市は面積が広い、県の言う集約型まちづくりを目指すには移動の距離が違います。だからこそ、逆に移動の手段が重要にもなります。高齢者の定義も変わり、定年も上がっていくでしょう。若者世代のニーズも変わるかもしれません。高齢者世帯の増加、若者世代が安心して暮らせる移動手段の確保によるまちづくりに対する市長の見解をお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁を申し上げます。

本市は、移動手段として自家用車を使用する割合が高い地域であるというふうに認識をしておりますけれども、高齢化社会を迎え、自家用車を運転できない高齢者など交通弱者は増加傾向にあります。また、若者においても、車離れということも言われております。このため、利便性の高い移動手段を確保することは重要な課題であるというふうに認識をしておりますし、こうしたことを進めて検討していかなければならないとも思っております。

今回も多くの議員の方々から足の確保についての御質問をいただきましたが、やはりどれぐらいの事業費をかけ、どれぐらいの効果を求めるのかということが非常に難しい、判断に苦しむところでございます。多分議員の方々においても、どのような方法を採用してほしいということは、なかなか提案も難しいというふうに思っております。

しかしながら、時代の流れとともに新たな技術等もいろいろマスコミ報道とかでも聞くこともございますので、市といたしましては、そういった先端技術等も取り入れるものは取り入れながら、足の確保に努めていかなければならないというふうに思っております。

少子高齢化を背景とした社会情勢の中では、コンパクトなまちづくりに加え、それらをつなぐ公共交通ネットワークの形成を連携することが重要となってまいります。

本市におきましては、巡回バスということで他の議員の方々にもお答えをいたしました。福祉バスではございませんので、誰もが使っていただける巡回バスということになっております。そしてまた、福祉タクシー事業につきましては、利用していただける方を年々緩和したり検討し直しておりますので、そういった今ある現状の事業を駆使しながら、市民の皆様方の足の確保に努めているところでございます。

今後も地域や市民ニーズを把握しつつ、愛西市にとって最適な交通が可能となるよう検証をしながら改善をして事業を進めてまいることが必要であるというふうに思っております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（杉村義仁君）

18番議員の質問を終わります。

ここで、近藤議員に発言を求められておりますので、近藤議員の発言を許可します。

○13番（近藤 武君）

昨日、私の一般質問の発言の中で、一部言い間違いがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

訂正箇所は、道の駅立田ふれあいの里の事業総額の金額のところ、正式には約35億8,000万円というところを約38億8,000万円と言い間違えて発言をしてしまいました。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上を持ちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月7日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時56分 散会